

案ver.3

丹後震災記念館
耐震化・利活用
基本計画

2026年 月

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会

事務局：京丹後市教育委員会



目次 Contents

1. はじめに 1

- (1) 基本計画策定に至る経緯 1
- (2) 令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会 . . . 2
- (3) 方針書の整理 4
- (4) 基本計画の目的と位置づけ 6

2. 基本情報 7

- (1) 丹後震災の概要 7
- (2) 丹後震災の復興建築 8
- (3) 丹後震災記念館の歴史的・社会的意義 10

3. 現況と課題整理 12

- (1) 丹後震災記念館の基本情報と周辺環境 12
- (2) 建築的・文化財的価値 14
- (3) 利活用の経過と課題 15
- (4) 建物の現況 18
- (5) 耐震診断調査の概要（平成23年度） 20
- (6) 耐震診断調査の概要（令和7年度） 22

4. 利活用の方向性 24

- (1) 利活用の考え方 24
- (2) 公民連携サウンディング調査の概要 25
- (3) 利活用コンセプトの設定 29
- (4) 利活用のイメージ 31
- (5) 周辺環境・周辺連携 34

5. 耐震化の方向性 ○

- (1) 耐震工法調査の概要
- (2) 耐震設計上の配慮点
- (3) 耐震化にかかる概算

6. 法制度と補助・支援制度 ○

- (1) 関係法令の確認
- (2) 公的補助制度活用の可能性
- (3) 寄附金・クラウドファンディング等の活用

7. 施設運営・維持管理の方向性 ○

- (1) 利活用イメージ毎の運営想定
- (2) 採算予測と維持管理コストの想定

8. まとめ ○

- (1) 基本計画の総括
- (2) 今後の事業スケジュール

9. 参考資料 35

- (1) 参考文献一覧 35
- (2) 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱 . . . 36
- (3) 丹後震災記念館図面 37
- (4) 平成23年度耐震診断調査コア採取位置図 48
- (5) 令和7年度耐震診断調査コア採取位置図 50
- (6) 参考事例 52

1. はじめに

(1) 基本計画策定に至る経緯

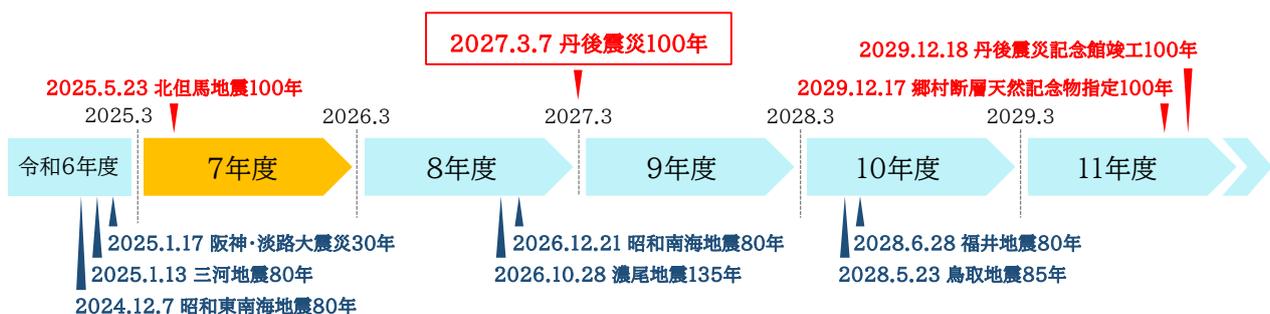
1927（昭和2）年の丹後震災からもう少しで100年を迎えようとしている。京丹後市では、毎年、丹後震災記念展を峰山地域公民館等で開催するなど、丹後震災の記憶の継承を進めてきている。過去には、京丹後市史編さん事業において、2013（平成25）年3月に京丹後市史資料編『京丹後市の災害』を発刊し、丹後震災を中心とした本市の災害について、その歴史・特性を知り、教訓と文化を受け継ぎ、後世へ継承すべく整理を行った。また、丹後震災90年にあたる2017（平成29）年2月には小冊子を作成するなど、普及啓発に努めた。

一方で、震災の記憶を後世に伝えるシンボルとして1929（昭和4）年に建てられた丹後震災記念館は、平成23年度の耐震診断調査で耐震性能不足（Is値0.17）と診断され、2012（平成24）年から立入禁止となった経過がある。令和5年度には建物にかかる影響を軽減させるため周辺樹木を極力伐採するなど、必要な保存処置を講じてきているが、年月とともに老朽化は進行している。

本市では、京丹後市文化財保存活用地域計画を策定（2022（令和4）年12月16日文化庁認定）し、令和5年度から計画に基づいた取り組みを進めている。計画では、「丹後震災100周年の取り組み」や、「丹後震災記念館の保存・活用」も災害の歴史と記憶を伝える措置として掲げており、100年が近づく今、こうした措置に取り組み、丹後震災の記憶の継承とともに丹後震災記念館の今後のあり方を検討することが必要な段階にきている。

このような中、防災に強いまちづくりをすすめるべく、令和6年6月補正予算において、丹後震災記念館の耐震化や利活用のあり方を検討するための予算を計上。これにより、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会を立ち上げるとともに、パブリックミーティングを開催し市民の意見を集める、丹後震災記念館耐震化・利活用検討プロジェクトを開始した。

令和6年度は、丹後震災記念館の現状を把握し、耐震化・利活用について一定の方向性を示す「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」（以下、方針書とする。）を令和7年3月に取りまとめた。建築当時の思いを確実に引き継ぎ、建物を存続させ、内部活用につなげることを大きな方針として意見の一致をはかったが、具体的な耐震化の方法や利活用のあり方については、より詳細な検討が必要となり、令和7年度に建物調査を行いつつ基本計画を作成することとなった。



今後来る震災関係の節目

(2) 令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会

2027（令和9）年3月に丹後震災から100年を迎えることを見据え、震災の記憶を後世に伝えるシンボルである丹後震災記念館の耐震化及び利活用の検討を行うことを目的に、本市教育委員会では、2024（令和6）年11月1日に「丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱」を設置・同日施行し、同年11月27日に丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会をスタートした。

令和6年度は、全5回の委員会を開催し議論を重ね、丹後震災記念館の耐震化・利活用について一定の方向性を示す方針書を令和7年3月に取りまとめ、本市ホームページにおいて公開した。また、広報京丹後2025年5月号に方針書作成の記事を掲載、広く市民への周知をはかった。

結果、方針書を作成し耐震化・利活用に関する一定の方向性を取り決める本委員会の所期の目的は達成し、方針書において令和7年度は「（仮）計画策定委員会」に移行する予定を記載していた。ただ、基本計画策定は方針書の内容からより具体的な議論を進めるもので継続的な取組であることから、従前の丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会を継続し基本計画策定という新たな目標を設定し事業を推し進めることとした。

令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の構成は以下のとおりである。

令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の構成

	委員名		所属	分野
1	委員長	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	建築史
2	(R7.7.30~) 副委員長 (~R7.7.30) 委員	岩田 信一	京都府建築士会 常任副会長 株式会社中村設計北京都設計室 取締役副所長	建築士会
3	(R7.7.30~) 委員 (~R7.7.30) 副委員長	岸 泰子	京丹後市文化財保護審議会委員 京都府立大学文学部歴史学科 教授	建築史
4	委員	高岡 伸一	近畿大学建築学部建築学科 教授	建築・まちづくり
5	委員	西山 峰広	一般財団法人日本建築総合試験所 副理事長	RC構造
6	委員	牧 紀男	京都大学防災研究所 教授	防災
7	委員	味田 佳子	京丹後市市民遺産会議 会長	市民遺産
8	委員	余吾 太士	株式会社京都銀行法人総合コンサルティング部 部長	公民連携 資金関係

	オブザーバー名	所属	分野
1		京都府教育庁指導部文化財保護課	府指定関係
2	檜 秀憲	泉佐野市成長戦略室おもてなし課	資金関係
3	松井 敬代	豊岡まち塾	北但馬地震関係
4	吉岡 ひとみ	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部（京丹後市観光公社）	観光関係

≪令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の開催経過≫

○第1回（2025（令和7）年7月30日）

令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業について意見交換し認識の共有をはかった。

≪議題≫

- ・副委員長の選出について
- ・令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業について

○第2回（2025（令和7）年9月30日）

今年度作成する基本計画の構成案を確認するとともに、非公開議事において諸調査の中間報告と利活用の検討を行った。

≪議題≫

- ・基本計画の構成案について
- ・耐震化・利活用検討に係る調査中間報告と利活用検討（非公開）

○第3回（2025（令和7）年11月26日）

基本計画の案（前半部分）を確認するとともに、非公開議事において耐震工法についての検討を行った。

≪議題≫

- ・基本計画案について
- ・耐震工法について（非公開）

○第4回（2026（令和8）年1月28日）

(3) 方針書の整理

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会では、令和7年3月に方針書を取りまとめた。方針書の概要は、下記の通りである。

《セクション1：事業の概要》

「1. 丹後震災記念館の概要」において、丹後震災や丹後震災記念館の基本的な情報について記載し、「2. 耐震化・利活用検討事業の概要」で事業発足に至る経過や丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会、パブリックミーティングの開催概要をまとめている。「3. 耐震化・利活用検討に係る現状」では、平成23年度の耐震診断調査の結果概要や、近年の保存処置と建物の現状について記載し、現況を整理した。

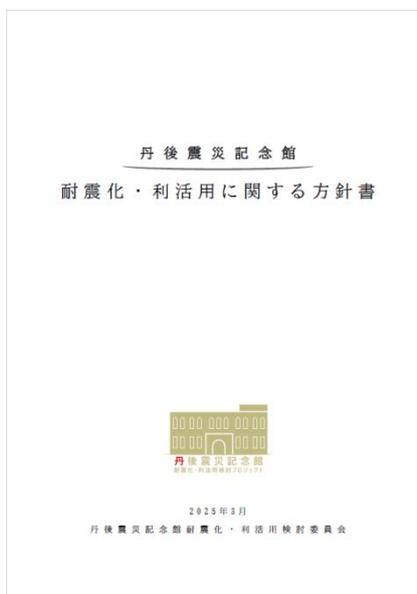
《セクション2：耐震化・利活用の検討》

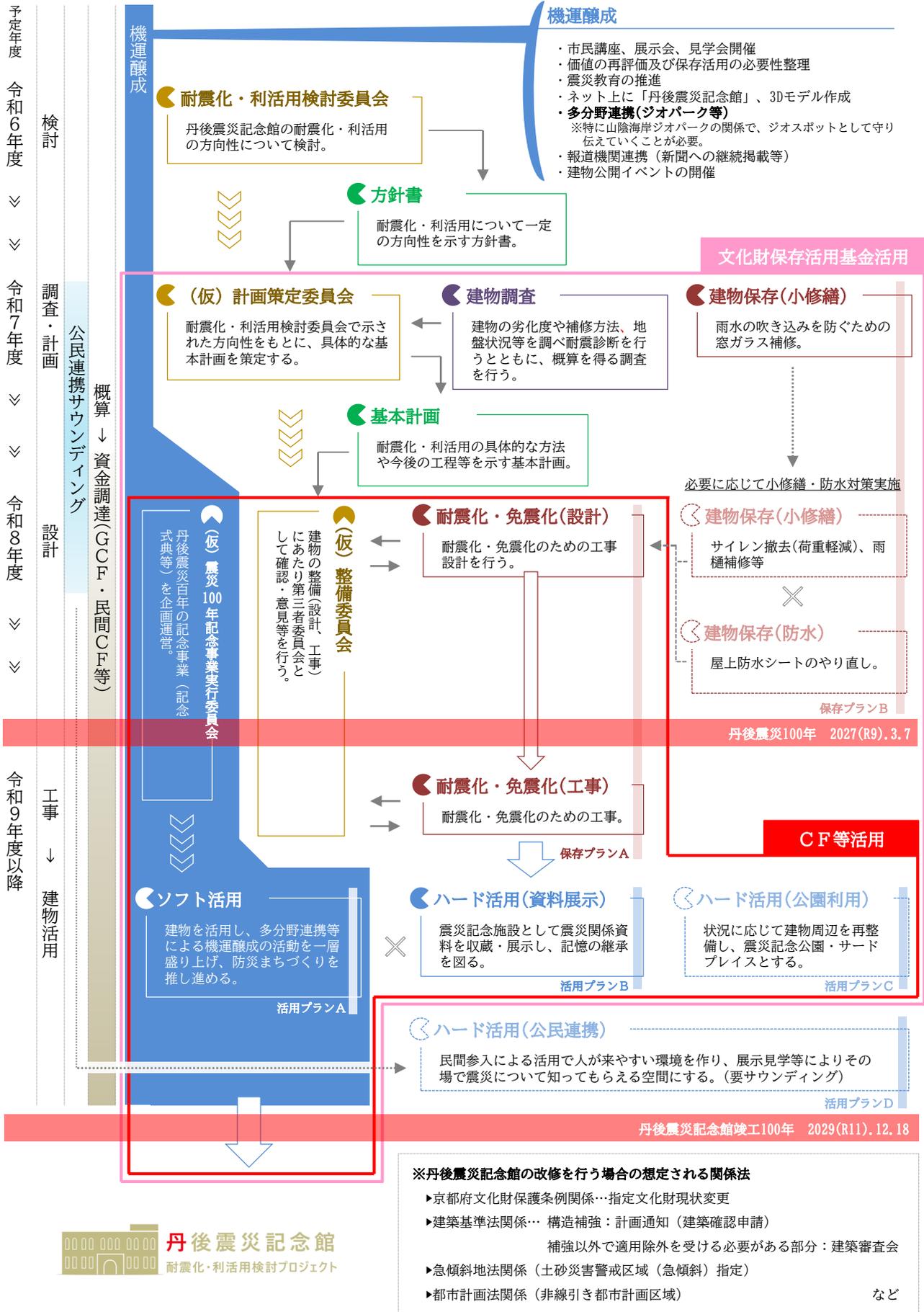
「4. パブリックミーティング意見」で、丹後震災記念館の利活用のあり方について市民とのワークショップにより集めた意見を集約。丹後震災記念館について市民の理解を得る機運醸成の必要性と、ハード・ソフト両面での利活用のあり方について多くの意見があがっている。

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会では、このパブリックミーティングの意見も踏まえて、「5. 耐震化・利活用の検討」において、機運醸成、保存方法、活用方法の項目に分け実現可能性について議論し、最終的に「6. 耐震化・利活用の方向性」をとりまとめた。

《方針書の示す方向性》

丹後震災は日本の災害史において重要なもので、震災の記憶を後世に伝え、防災意識の高揚につなげることが大切であり、そのためにも丹後震災記念館建築当時の思いをしっかりと引き継いでいかなければいけない。この前提のもと、丹後震災記念館は存続させていくべきで、存続には指定文化財としての文化財的価値を減じないことにも配慮する必要がある。建物の耐震化・免震化を行い内部活用につなげることを建物保存の大きな方針とし、多分野連携によるソフト活用や、震災関係資料の収蔵展示、建物周辺の再整備、公民連携による活用といった利活用の可能性を示した。





丹後震災記念館耐震化・利活用の方向性 フローチャート(方針書より)

(4) 基本計画の目的と位置づけ

本計画は、方針書をもとに、丹後震災記念館の具体的な耐震化・利活用のあり方を示すことを目的としたものである。再度の耐震診断調査、耐震補強の工法調査、改修にかかる概算調査等の結果を反映し、また令和6年度に実施したパブリックミーティングや、令和7年度実施の公民連携サウンディング型市場調査の結果なども踏まえた利活用のあり方を提示する。

京丹後市は、丹後震災や三八豪雪（1963（昭和38）年）など甚大な自然災害を経験してきた歴史があり、「京丹後市地域防災計画」（2025（令和7）年2月18日修正）を作成し防災を進めている。その中でも文化財の災害予防、応急対策、災害復旧・復興を進めることとしている。「京丹後市地域防災計画」の中で、文化財災害予防計画では「市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める」と基本方針を設定している。

また、「京丹後市文化財保存活用地域計画」（2022（令和4）年12月16日文化庁認定）では、基本方針2の中のストーリー1-3<災害の歴史と記憶を伝える>に関する方針において、「災害の記憶を伝える遺構を適切に保存し、教育や観光に活かす」としている。これにより、「丹後震災100周年の取り組み」・「丹後震災記念館の保存・活用」を措置として掲げている。

このように、文化財分野はもちろん、地域防災計画において、市全体で防災まちづくりを進めているところであり、この中で、丹後震災の記憶を後世に伝える記念施設として建てられた丹後震災記念館の保存活用は重点的な位置付けにあると言える。

本計画は、このような本市の他の計画と整合を図りながら防災・文化財に関して推進している取組の個別具体的な事業の一つとして、将来的な丹後震災記念館の耐震化・利活用につながる根幹となるものである。



2. 基本情報

(1) 丹後震災の概要 [植村2013a・c・d、市教委2014]

北丹後地震（以下、丹後震災）は、1927（昭和2）年3月7日18時27分に丹後半島で発生した直下型地震である。地震の規模（マグニチュード）は7.3で、震度6相当の揺れがあり、夕食時であったため火災による被害が大きく発生した。死者は2,925名にのぼり、特に断層沿いに位置した網野・峰山・加悦・岩滝などで被害が集中し、峰山町では9割以上の建物が倒壊している。

地震により、丹後半島を南北に走る「郷村断層」と、東西に走る「山田断層」の一部が地表に現れ、学術的に特に重要とされた樋口地区・小池地区・生野内地区は1929（昭和4）年12月17日に国の天然記念物に指定された。

なお、丹後震災は日本において初めて「活断層」の用語が使われたことでも特筆されるものである。丹後震災4年前の1923（大正12）年には関東大震災が起こり、1925（大正14）年には東京大地震研究所が設立されるとともに、同年には北但馬地震が起こるなど、日本全体で地震災害の研究に関心が高まっていたため、丹後震災では東大地震研究所の今村明恒をはじめ多くの研究者が調査を行った事実も知られるところである。

震災からの復興にあたって、峰山町では、関東大震災後の復興局に勤務経験のあった福知山出身の小林善九郎を助役として招き、道路拡幅等の復興に着手した。産業復興を優先とし、過密市街地の区画整理はせず、町の区画を大きく変えない形で復興をした経緯がある。他方、網野町では大規模な区画整理を実施し、浅茂川への府道と現国道178号を基準道路とした格子状の街路を設定した。当時の都市計画法では地方小都市は対象外のため、浸水を理由に市街地を農地に地目変更し、耕地整理事業として実施した経緯があり、復興のあり方に町ごとの特徴が見て取れる。

現在、京丹後市では丹後震災発生時間に黙祷・記憶継承のためのサイレンを毎年流している。また、丹後震災は全国統一防火運動のきっかけであり、震災から3年経った1930（昭和5）年3月7日に大日本消防協会（現：日本消防協会）は、第1回の防火運動を近畿地方で実施している。



郷村断層樋口地区の様子



峰山町のバラック
（丹後大地震絵葉書）



峰山町公報第14号
1930（昭和5）年9月20日
（小林善九郎退職挨拶）

(2) 丹後震災の復興建築

丹後震災は、丹後地方に甚大な被害をもたらした。この震災からの復興は、丹後の建築物の歴史を語る上での大きな画期であり、震災復興の過程における建築物の位置づけを考えることは極めて重要なことである。特に丹後震災記念館は、震災の記憶を伝える施設として、震災復興を直接表す施設であった点で、他の学校・役場・神社等の復興建築とは一線を画す存在であると言える。神社・小学校校舎の復興建築については、『丹後震災からの建築復興過程に関する調査研究報告書－神社・小学校校舎を中心に－』[\[大場2007\]](#)に詳しく、ここでは丹後震災記念館との性格の比較を語る上で重要な現存する公共建築物としての、峰山小学校旧本館、旧口大野村役場庁舎、久美浜町公会堂について、その概要を記載する。

なお、京丹後市内には峰山小学校旧本館の他にも昭和初期の鉄筋コンクリート造の小学校校舎が存在したことがあり、古い例では、1925（大正14）年5月23日発生の北但震災からの復興建築として、久美浜尋常高等小学校（現・久美浜小学校）の鉄筋コンクリート造2階建て校舎が1925（大正14）年9月30日、及び1926（大正15）年11月30日に竣工している。丹後震災の翌日である1927（昭和2）年3月8日の夜には暴風雨と雪どけの被害から逃れるため付近の罹災者が鉄筋コンクリート造校舎に避難しており、避難場所として機能した歴史を有する。

これに次いで、延利尋常高等小学校も1927（昭和2）年12月11日竣工の鉄筋コンクリート造2階建て校舎を有し、当時校長の渋谷清明が東京の鉄筋コンクリート造校舎の見学に出向くなど精力的に動き、鉄筋コンクリート造の新校舎の建築に結びついている。

◀峰山小学校旧本館▶

○建物の基本情報

- ・ 建築：1929（昭和4）年11月3日竣工
- ・ 設計：一井九平（京都府技師）
- ・ 施工：山虎組
- ・ 構造：鉄筋コンクリート（RC）造
- ・ 文化財指定等：なし



○建物の概要 [\[大場2007\]](#)

震災当時、峰山尋常高等小学校であった校舎のうち、奉安殿を残し木造校舎が全焼。直後から校庭に大天幕を張って授業再開、同年6月にはバラック校舎が建てられた。平行して現在の峰山小学校の土地を買収し、旧校地を拡張し、鉄筋コンクリート造の本館と木造校舎を建設。鉄筋コンクリート造の新校舎は、アーチ型の縦長窓が連続するほか多くの部分で、同じ一井九平設計・山虎組施工である丹後震災記念館と同様の特徴を示しており、一井の特徴がよく表れている。

なお、約2年前に延利小学校で鉄筋コンクリート造校舎建築の経験を有した渋谷清明が峰山小学校に転任し、校舎復興における学校側の担当者として、鉄筋コンクリート造の本館建築に携わっていた。渋谷と一井により完成を見た現存する峰山小学校旧本館は、小学校の復興校舎を代表するものであると言え、丹後の近代小学校建築の歴史を見る上で重要な建築物であると言える。

丹後震災記念館と同じく、耐震性能不足により平成24年から立入禁止中である。

《旧口大野村役場庁舎》

○建物の基本情報

- ・ 建築：1930（昭和5）年1月1日竣工
- ・ 設計：不明
- ・ 施工：不明
- ・ 構造：木造（鉄筋コンクリート造の地下室付）
- ・ 文化財指定等：国登録文化財



○建物の概要 [大場2017a]

現在、和風民家が立ち並ぶ景観の中で唯一擬洋風のモダンな様相を呈しており、特異な存在感を放っている建築物である。町有建物台帳以外に記録資料が残っておらず、設計者・施工者をはじめ建物に関する詳細は不明な点が多い。建築地が1929（昭和4）年1月8日に個人所有から口大野村所有になり、町有建物台帳で1930（昭和5）年1月1日竣工の記事があることから、1929（昭和4）年1月8日以降の年内に建造されたとみられる。

建物は洋風の寄棟造り木造2階建ての主体部に、和風の入母屋造り木造2階建て（外観は下見板張り）の付属棟が接続する。町有建物台帳によると、付属棟には1941（昭和16）年11月に2階和室が増築されており、現在の外観・内観の構造からみて増築されたことは間違いない様子がよくわかる。主体部の1階は事務室、2階は議場、付属棟の1階は宿直用の管理施設、2階増築部分は客間として整備されたと考えられている。

沿革をたどると、1951（昭和26）年4月1日から町村合併により大宮町役場、1955（昭和30）年1月1日から口大野公民館、1977（昭和52）年1月1日から京都銀行口大野支店（同年8月31日銀行使用終了）、同年11月1日から大宮町商工会館（1997（平成9）年8月商工会館使用終了）、という経過であり、様々な用途に使われてきたことがうかがえる。

部分的な改変はあるものの、南半の洋風部分と北半の和風部分を併せ持つ様子に変化はなく、建築当初の姿をよくとどめている点が評価され、1999（平成11）年7月8日、国登録文化財となっている。

《久美浜町公会堂》

○建物の基本情報

- ・ 建築：1930（昭和5）年4月15日竣工（口伝）
- ・ 設計：不明
- ・ 施工：不明
- ・ 構造：木造
- ・ 文化財指定等：なし



○建物の概要 [大場2017b]

久美浜町公会堂の詳細は史料を欠き不詳だが、北但震災・丹後震災の2度の震災を経て同町浜公園に震災記念塔とともに建設されたものである。入母屋造りの木造平屋建て、大型の集会施設である。震災を記念する建物であり、当地の近代和風建築の好個の事例として貴重な建物である。

(3) 丹後震災記念館の歴史的・社会的意義

(2) では、丹後震災の復興建築についてその現存する主だったものを概観したが、これを受けて復興建築の中での歴史的な位置づけ、さらには全国的な震災記念施設の中での社会的位置づけについて整理する。

《丹後震災の復興建築の中での歴史的な位置づけ》

丹後震災記念館は、丹後震災から2年後の1929（昭和4）年12月18日に竣工している。丹後震災の復興建築の中で、丹後震災記念館は建築史的にどのような位置づけにあるのか整理したい。

昭和初期の珍しい鉄筋コンクリート造の建築物としても有名な丹後震災記念館であるが、復興建築を見たときに、古い例としては北但震災後に久美浜尋常高等小学校の鉄筋コンクリート造校舎が1925（大正14）年9月30日、及び1926（大正15）年11月30日に竣工しており丹後震災記念館から見れば4年程先立っている。

鉄筋コンクリートであるが、日本では1894（明治27）年に造家学会（現・日本建築学会）で紹介され広く知られるようになり、建物への利用については1900年代から始まったとされる。濃尾地震によって煉瓦造が大きな被害を受けたことで注目され、1916（大正5）年には軍艦島に日本最古の鉄筋コンクリート造の高層アパートが建築され、1923（大正12）年の関東大震災以降、本格的に発展するものである。関東大震災から2年後の北但震災復興で既に丹後においても学校校舎において鉄筋コンクリートが導入されていたことは、全国的な鉄筋コンクリート造の建築史を見る上でも重要なことであろう。

その後、延利尋常高等小学校においても鉄筋コンクリートが導入され、この時の渋谷校長が峰山小学校旧本館の建築に担当者として携わり、その旧本館の設計者である一井九平が同じく設計し旧本館と時を同じくして丹後震災記念館が建てられたことは、丹後における鉄筋コンクリート造の導入・普及過程を連続して物語るものである。

一方で、地震対策として小学校校舎に用いられてきた鉄筋コンクリートが、学校校舎でない震災記念施設に採用されたことは特異なことである。

建物の性格を見た時に、丹後震災の「震災記念」という意味での復興建築は、久美浜公会堂と丹後震災記念館が挙げられるが、集会所である久美浜公会堂と違い、慰霊祭を行い震災資料を収集するなど直接的に震災記念事業を行う施設であることが丹後震災記念館の大きな特徴であると言える。

このように、丹後震災記念館は、丹後における鉄筋コンクリート造の導入・普及過程を示すとともに、復興建築の中で直接的に「震災記念」という意味を持つ特異な施設であったと言える。

《全国的な震災記念施設の中での社会的な位置づけ》

○建物の特徴と一井九平について

丹後震災記念館は、当時では珍しい鉄筋コンクリート造を採用し、窓の開口を極力小さくするなど耐震性能を意識した建築物である。

また、近代建築物としての価値は、1983（昭和58）年に日本建築学会により「日本近代建築総

総覧」に収録されていることから明らかであるといえる。

設計に携わった一井九平は、私立工手学校（現在の工学院大学）造家学科の第1期生で、設立にも関わった片山東熊が同課の主理であったことから、ジョサイア・コンドルに始まる日本近代建築の薫陶を大いに受けていたとも考えられる。

一井は工手学校卒業後、東京府土木課に所属、その後、岡山・福岡などで公共事業に携わり、1901（明治34）年から京都府に所属、松室重光の下で京都府庁日本館の設計などに携わり、キャリア晩年である1927（昭和2）年8月～1929（昭和4）年3月まで峰山に赴任、丹後震災記念館・峰山小学校などの設計に携わった。

○全国的な位置付け

丹後震災記念館以外の近代（戦前）における震災記念施設としての建築物は、濃尾地震（1891（明治24）年）に対する岐阜震災記念堂、関東大震災（1923（大正12）年）に対する震災記念堂・復興記念館、横浜市震災記念館、横須賀市震災記念閣、昭和三陸地震（1933（昭和8）年）に対する宮城県震嘯・海嘯記念館（県内32か所）が挙げられるが、明治～昭和期の大規模な地震災害の発生件数と比較してみると数が多いとは言えない。

また、宮城県下の32施設は他施設と比べ集会所兼避難所としての性質が強く、これらを除外して考えると建築物としての震災記念施設は非常に少ないと言える。

丹後震災記念館は、東京都の復興記念館と比較すると、震災関係資料の展示はほとんど行われておらず、館内に掲示の震災絵画も建築から時期が下り、1936（昭和11）年頃のものであることから絵画展示も東京都の震災記念堂・復興記念館、横浜市震災記念館の影響を大きく受けてのことと考えられ、震災記念施設ではあるものの、全国的な同様の施設の中では比較的活動が低調であったと考えられる。また、丹後震災記念館は慰霊祭の実施が大きな目的ではあるが、慰霊専用の施設でもない。

全国的には「震災記念館」という存在は、慰霊に限らず震災の記憶を後世に伝える広い意味合いで命名されたもので、そのシンボルであったと言える。その中で丹後震災記念館の使用実態というのは特異なものであると認識できる。

ただ、現存する記念施設は、丹後震災記念館・岐阜震災記念堂、震災記念堂（現在は東京都慰霊堂）・復興記念館のみであり、震災の記憶を後世に伝える施設として貴重な存在となっている。また、近代において稀有な震災の記憶と教訓を記録する記念建築物であるとともに防災啓発施設である。近年保存の機運が高まっている日本近代建築の正統に位置する建築物として価値も有しており、長く後世に伝えられるべき施設であると言える。



復興記念館（東京都墨田区）



震災記念堂（岐阜市）

3. 現況と課題整理

(1) 丹後震災記念館の基本情報と周辺環境

〈基本情報〉

丹後震災記念館は、現在「薬師ヶ丘桜の森公園」と呼ばれている峰山町室の高台に、京都府が1929（昭和4）年12月18日に建築した建物である。建物の南隣には、同年3月に震災記念塔が建立されている。震災3周年からは、京都府が設立した財団法人丹後震災記念館（1930（昭和5）年1月7日成立）が主体となり、丹後震災記念館にて慰霊祭が催行され、震災10周年の1937（昭和12）年まで毎年続いた。その後、1943（昭和18）年と1948（昭和23）年に慰霊祭が行われた。1954（昭和29）年12月18日に財団法人は清算決議・解散後、丹後震災記念館は峰山町に無償譲渡され、1955（昭和30）年2月1日から峰山町中央公民館と峰山町立図書館として利用され、1981（昭和56）年4月11日からは峰山町練成道場として2012（平成24）年3月末まで利用されてきた。

丹後震災記念館			
建物名称	丹後震災記念館	所在地	京都府京丹後市峰山町室1198
構造	鉄筋コンクリート(RC)造	階数	地上2階・地下1階・塔屋付
着工日	1929（昭和4）年6月8日	竣工日	1929（昭和4）年12月18日
設計	一井九平（京都府技師）	施工	山虎組
建築面積	526.16㎡	延べ床面積	711.88㎡ 2階150.98㎡ 塔屋27.69㎡ 1階506.81㎡ 地階26.40㎡
文化財	京都府指定文化財	指定日	2005（平成17）年3月18日
都市計画	都市計画区域内	用途地域	指定なし（非線引き）
土砂災害防止法	施設及び敷地の一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		
急傾斜地法	敷地の一部が急傾斜地崩壊危険区域（建物は区域外）		

〈周辺環境〉

丹後震災記念館は、府道17号（網野峰山線）と市道（呉服二箇前川原線）が接する位置にある高台（薬師ヶ丘桜の森公園、標高約58m）に立地している。

丹後震災記念館には自動車の場合、市道（呉服富貴屋線）を通過して登り、普通自動車7台程の駐車スペースがある。自動車で丹後震災記念館に直接アクセスする場合はこれが唯一のルートであり、離合不可能な道を登ることになり、駐車台数も少ないことから、現状においてアクセスに課題を有している。

徒歩の場合、府道17号沿いの峰山町第四区公民館の脇から階段で丹後震災記念館まで登る。

周辺には、徒歩圏内に、公共施設（京丹後市役所峰山庁舎、峰山総合福祉センター）や学校（京丹後市立峰山小学校、京都府立峰山高等学校）、病院（丹後中央病院）等がある。少し足をのばすと、京都丹後鉄道の峰山駅や、京都府丹後文化会館、京丹後市立峰山図書館のほか、商業施設（スーパーマーケット、ドラッグストア）、宿泊施設、飲食店などもある。

丹後震災記念館単体で見るとアクセスの課題等はあるが、周辺施設との連携により、エリアとして地域の賑わいや魅力向上に貢献できる可能性はあると考えられる。



丹後震災記念館の周辺環境（地図はMapFanより）

(2) 建築的・文化財的価値

震災1周年における大海原重義京都府知事の談話において、全国から寄せられた震災義援金残金の使途として震災記念施設の建設の構想が語られ、震災2周年に際して京都府学務部長より財団法人の設立、震災記念館の建設、全（同）記念物の保存、慰霊祭の施行、地震に関する研究調査、社会教化施設の設置が建議された。（ただし、建議された内容のうち、地震に関する研究調査は実現せず、記念物の収集保存もそれほどの成果を上げられなかったようである。）

これを受け、1929（昭和4）年3月に震災記念塔が建立され、12月に丹後震災記念館が竣工した。

丹後震災記念館の設計は、前述している通り京都府技師の一井九平であり、震災直後に復興のため設置された京都府峰山出張所に赴任し公共施設の設計にあっていた。なお、施工の山虎組は、京都市役所庁舎の施工でも知られるところである。

以下、丹後震災記念館の建築的・文化財的価値について、文化財指定時の資料（平成16年度京都府文化財保護審議会建造物部会資料『丹後震災記念館調査報告書』）及びこれを受けての『京都の文化財』（岡本2005）を参考にその概要を記載する。

丹後震災記念館は、正面部分の南北棟に講堂と講堂裏の東西棟が背面から取り付き、T字型の平面形を呈している。装飾デザイン的には、ポーチと窓にアーチを用いたシンプルな意匠で、軒蛇腹と歯飾り（デンティル）をあしらっている。

建物は、鉄筋コンクリート造の躯体を採用し、窓の開口を極力小さく設けるなど耐震性能を考慮している。昭和初期の鉄筋コンクリート造の建物は丹後ではそれほど普及しておらず、現存する例も少ない。『奥丹後震災誌』[京都府1928]には「鉄筋コンクリート造は、最も耐火、耐震、耐久的なる構造方法なり。」とあり、信頼されていたことがよくわかる。

このような背景のもと丹後震災記念館は、

- ・開口を小さく抑えたラーメン構造を用いる点や、細部にまで配慮した意匠が評価されるとともに、
- ・一井九平の数少ない作品 として貴重な建物とされる。

また、元講堂祭壇前の舞台撤去や床の張替がなされているが、当初の姿をほぼそのままに伝えており、建築当時の図面は残らないものの仕様書などの工事関係資料が残っており詳細がわかる点でも貴重とされる。



完成当時の丹後震災記念館と震災記念塔



昭和12年 震災10周年慰霊祭の様子

(3) 利活用の経過と課題

《丹後震災記念館の利活用の経過》 [市教委文化財保護課2009、新谷2013]

○建物の構想

丹後震災記念館は、その建築前、震災1周年における大海原重義京都府知事の談話において、全国から寄せられた震災義援金残金の使途として、「震災記念館の如き性質の会館を建設し、郷村の断層の写真を初め震災記録、史料等を保存せしめ、罹災地の子々孫々をして昭和二年三月七日を追憶せしむる事をしたい」とあり、建物の建設とともに写真をはじめとした震災記録や資料等の保存が考えられていたことがわかる。

震災2周年の1929（昭和4）年3月7日慰霊祭後に、震災地関係町村との会合があり、京都府学務部長から財団法人丹後震災記念館の設立と震災記念館の建設が建議された。この挨拶文案には「財団法人を設立致しまして 一、震災記念館の設立 一、全記念物の保存 一、慰霊祭の施行 一、地震に関する調査研究 一、社会教化施設 等を為す」とある。この丹後震災記念館の建設に先立ち、1929（昭和4）年3月に震災記念塔が建立されるが、その敷地と道路整備には丹後震災記念館の建設用地が含まれており、記念塔の建設段階には丹後震災記念館の建築構想が完成していたことがわかる。ただ、丹後震災記念館の設立は構想されていた一方で、その活用についてどこまでの内容が決められていたかは不明である。

○財団法人の設立と慰霊祭の執行

1930（昭和5）年1月7日、財団法人丹後震災記念館の設立許可が文部大臣より下り、名実ともに成立となった。これにより、同年3月7日の震災3周年には、財団法人主催で、午前9時から丹後震災記念館の竣工式、10時からは慰霊祭が、丹後震災記念館にて執行された。

慰霊祭は、1931（昭和6）年からは隔年交替で神式（昭和6・8・10・12年）・仏式（昭和7・9・11年）により執行されている。

なお、1932（昭和7）年3月7日の理事会で丹後震災記念館の管理を峰山町長へ委任する旨が決議され、これにあわせて丹後震災記念館の各部屋の使用料も決められ、貸館業務が加わっている。

1937（昭和12）年3月7日の慰霊祭以降は、慰霊祭の執行が5年毎とされ、これにより、財団法人の活動は必然的に少なくなった。1940（昭和15）年春に来館した東舞鶴市の山本文頭は、「震災記念館とあるからは、震災記念資料博物館といふ期待を抱いて訪ねたのであるが記念資料の展観が申訳に過ぎぬ実態はどうしたことか」と記しており、資料収集や展示がほとんど行われていなかったことがわかる。

○事務所化・戦時体制から最後の慰霊祭へ

財団法人の活動縮小とともに、丹後震災記念館も1933（昭和8）年に京都府財務出張所が一部（2階広間一室）を事務所として使用、1942（昭和17）年7月1日には京都府奥丹後地方事務所が建物のほぼすべてを事務所として使用し、また福知山連隊区徴兵署が入っていたようである。1942（昭和17）年10月14日時局講演会、1943（昭和18）年3月7日には丹後震災15周年の慰霊祭（仏式）が行われたが、その後は財団法人の理事会開催も不明になる。戦後、1948（昭和23）年3月7日に震災22周年慰霊祭が執行され、財団法人主催の最後の慰霊祭となった。

○財団法人の解散と峰山町での活用

1953（昭和28）年7月11日の理事会において財団法人解散の決議が行われ、京都府の採納辞退により、建物・備品は峰山町へ、郷村断層の土地は網野町へ無償譲渡された。1954（昭和29）年12月18日、財団法人の清算報告が行われた。

丹後震災記念館は峰山町への無償譲渡により、1955（昭和30）年2月1日から峰山中央公民館と峰山町立図書館が入った。その後、公民館と図書館は1980（昭和55）年に現在地へ移転し、1981（昭和56）年4月11日からは峰山町練成道場として2012（平成24）年3月末まで利用された。2階部分は、埋蔵文化財の整理室として使用されてきた経過もある。峰山町譲渡後のこの間、丹後震災記念館での慰霊祭は全く行われず、財団法人の解散を契機に当初の目的を失った状態となった。

なお、峰山町立図書館が丹後震災記念館に入っていた頃の1972（昭和47）年3月、第1回丹後震災記念展が開催され、その歴史がスタートした。その後毎年丹後震災記念展が開催され、1979（昭和54）年までは丹後震災記念館を会場として峰山町立図書館が主催し開催された。1980（昭和55）年の図書館移転により、丹後震災記念展も峰山中央公民館（現・峰山地域公民館）2階展示室へ移転した。1996（平成8）年からは、事業主体が峰山町教育委員会へ移り、峰山町文化財保護研究会との共催となった。京丹后市合併後も引き続き開催され、2009（平成21）年からは京丹后市教育委員会単独主催となり現在に至っている。なお、震災80周年にあたる2007（平成19）年から2010（平成22）年までは、丹後震災記念館を会場として使用していたが、建物の老朽化により、2011（平成23）年より再び峰山地域公民館に戻っている。最近では、令和6年3月開催の第53回展示を峰山地域公民館の工事により、京丹后市役所峰山庁舎で開催した。

《丹後震災記念館の利活用の課題》

丹後震災記念館は、構想段階から財団法人による運営に至る初期段階で既に建物の活用方針ははっきりせず、慰霊祭は行っていたものの、震災資料の収集展示も低調であり、事務所化していった経過が見える。また峰山町に無償譲渡されてからも図書館・公民館・道場・埋蔵文化財整理室といった、丹後震災の記憶継承と直接関係しない部分での使用が主となっており、使用経過から震災記念施設としての機能をほぼ消失してしまった状態にあると言える。

このような状況から、震災の記憶継承を担う施設として、建設当初の思いを再考し、改めて丹後震災記念館の存在意義を考え、震災記念施設としてのあり方を整理し再出発することが利活用の上での大きな課題である。



第1回丹後震災記念展（1972（昭和47）年3月）



峰山町立図書館時代の丹後震災記念館（昭和40年代）

丹後震災記念館の利活用の経過

年代	丹後震災記念館の利活用の動向 ※【 】はその当時の管理主体を示す。 (府：京都府、財：財団法人、町：峰山町、市：京丹後市)
1928 (昭和3) 年	【府】 震災1周年 大海原府知事談話
1929 (昭和4) 年3月7日	【府】 震災2周年 京都府学務部長挨拶
1929 (昭和4) 年12月18日	【府】 丹後震災記念館竣工
1930 (昭和5) 年1月7日	【財】 財団法人成立
同年3月7日	【財】 震災3周年 AM9時：丹後震災記念館竣工式→AM10時：慰霊祭
1931 (昭和6) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
1932 (昭和7) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
同年3月7日	【財】 理事会 (丹後震災記念館の管理を峰山町長へ委任する決議)
1933 (昭和8) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
同年	【財】 京都府財務出張所が一部 (2階広間一室) を事務所として使用開始
1934 (昭和9) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
1935 (昭和10) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
1936 (昭和11) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
1937 (昭和12) 年3月7日	【財】 慰霊祭 (神式)
1940 (昭和15) 年春	【財】 東舞鶴市の山本文顕来館
1942 (昭和17) 年7月1日	【財】 京都府奥丹後地方事務所が建物のほぼすべてを事務所使用開始
1942 (昭和17) 年10月14日	【財】 時局講演会
1943 (昭和18) 年3月7日	【財】 丹後震災15周年慰霊祭 (仏式)
1948 (昭和23) 年3月7日	【財】 丹後震災22周年慰霊祭 (財団法人主催の最後の慰霊祭)
1953 (昭和28) 年7月11日	【財】 理事会 (財団法人解散の決議) →峰山町へ無償譲渡
1954 (昭和29) 年12月18日	【財】 清算報告 (解散)
1955 (昭和30) 年2月1日	【町】 峰山中央公民館と峰山町立図書館が入る
1972 (昭和47) 年3月	【町】 第1回丹後震災記念展 (その後毎年開催)
1979 (昭和54) 年	【町】 丹後震災記念館での丹後震災記念展終了
1980 (昭和55) 年	【町】 公民館と図書館は現在地へ移転
同年	【町】 丹後震災記念展も峰山中央公民館 (現・峰山地域公民館) 2階展示室へ移転
1981 (昭和56) 年4月11日	【町】 峰山町練成道場となる
1996 (平成8) 年	【町】 丹後震災記念展主体が峰山町教育委員会へ (峰山町文化財保護研究会共催)
2007 (平成19) 年	【市】 震災80周年に際し、丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2008 (平成20) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2009 (平成21) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催、京丹後市教育委員会単独主催へ
2010 (平成22) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2012 (平成24) 年3月末	【市】 閉館 (耐震診断調査により耐震性能不足)
2012 (平成24) 年4月1日	【市】 立入禁止

(2) 建物の現況

丹後震災記念館は、平成24年4月に内部立入禁止としてから現在に至るまで、自動火災報知器の設置や雨漏り等の修繕、屋上の雨水の排水管の補修、枯れ葉の除去等、日常的な維持管理を行いつつ、定期的に京都府教育庁指導部文化財保護課の技師による状態確認もいただいているが、鉄筋のサビ膨れや雨漏りなどによる劣化が進行している状況にある。

周辺の樹木からの落ち葉により排水不全が生じていることも、躯体を傷めている原因の一つであったことから、令和5年度に可能な限り周辺樹木の伐採を行った。また、講堂内に掲示してあった伊藤快彦の震災画3点も傷みが進んでいたため、同年度中に取り外して現在修理を進めている（令和7年度までの3か年事業）。

令和7年度には、雨風等の流入を防ぐため割れた窓ガラスを塞ぐ工事費を予算計上し、執行中である。今後、建物の劣化進行をなるべく抑える処置として、防水シートの再設置や雨樋の補修、サイレン撤去など、状況に応じて方針書に基づき対応が必要である。

丹後震災記念館の主だった表面的な損傷

地階 地下室		車寄せ（ポーチ）	
			
現況	窓サッシの損傷、天井木材の損傷・剥落あり。移動不可能なL字型の構造物あり。	現況	雨水浸透によるシミや、モルタル剥落、鉄筋露出、屋上防水シートの劣化、雨樋損傷あり。
1階 事務室（北）		1階 事務室（南）	
			
現況	壁面にひび割れあり。	現況	表面塗装の剥落、天井部にカビあり。

1階 玄関		1階 講堂	
			
現況	玄関南側（更衣室周辺）の床が腐食し軟弱化、また扉が破れている。	現況	窓ガラスの損傷、壁面のひび割れ、天井部からの雨漏り、雨水浸透によるコケ付着、モルタル・コンクリート剥落、鉄筋の錆びつき・露出。

2階 資料室		屋上	
			
現況	窓ガラスの損傷、天井部からの雨漏り、雨水浸透によるコケ付着、表面塗装・モルタルの剥落、鉄筋の露出。	現況	防水シートの劣化、塔屋の窓ガラス損傷、サイレンの過重負荷。

外観	
	
	
現況	雨水浸透によるシミや、モルタル剥落、雨樋損傷、意匠剥落あり。

(5) 耐震診断調査の概要 (平成23年度)

本市教育委員会では、平成23年度に丹後震災記念館の耐震診断調査を実施し、この結果、耐震性能不足と診断され、2012 (平成24) 年から内部立入禁止としている。以下に平成23年度耐震診断調査報告の概要を転載する。

《耐震診断調査の結果》

丹後震災記念館耐震性能判定表

事業名				都道府県名	京都府	都道府県番号	26
番号		設置者名	京丹後市		施設名	丹後震災記念館	
建物区分	施設	屋体	寄宿	階数	2	構造の種類	RC S SRC W その他 ()
耐震性能の診断の対象となった棟		棟番号	建築年	面積		左のうち今回診断対象分	
		記念館	S4.	712 m ²		712 m ²	
適用した方法		第2次診断 屋体診断基準 その他 ()					
診断実施者名		(株)山崎設計 山崎 友也		左の持つ資格名	一級建築士 (登録番号 219288 号) 耐震診断講習会 受講番号 第5715号		
コンピュータソフトを使用した場合そのソフト名, 作成者名				DOC-RC/SRC (株)構造システム			
判定委員会の名称		京都府建築物耐震診断改修計画等判定委員会					
I _S (I _W)又はq (C _{TU} ×S _D)が不足の方向・階		けた行き			はり間		
		1階	2階	3階	4階	5階	1階
I _S (I _W), q (C _{TU} ×S _D)各指標の最低値		建物全体の補強・改修内容について					
耐震性能に係る各数値		既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合, その補強・改修方法を○で囲み, ()内に箇所数を記入			
E _o	0.46			RC壁 : 増設 () 補強 ()			
E_o (S _D)	1.00			RCそで壁 : 増設 () 補強 ()			
T	0.60			RC柱 : 増設 () 補強 ()			
Z	1.00			ブレース : 増設 () 補強 ()			
R _t	1.00			耐震スリット : 増設 ()			
I _S (I_W)	0.17			基礎 : 増設 () 補強 ()			
E_o (C _{TU} ×S _D)	0.29			荷重軽減 : 軽減箇所名 ()			
コンクリート強度	11.4 N/mm ²		—	その他 : ()			
補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)				千円	内, 耐震診断分(補強計画含)		千円
耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見				診断が終了した日	平成24年2月27日		
既存建物の耐震性能の評価	けた行き方向の各階は強度が低く、所要の耐震性能が不足している。 はり間方向の各階は強度が低く、所要の耐震性能が不足している。 コンクリート強度が低く、又、中性化の進行も進んでいるため、耐震性に問題がある。						
補強設計と補強後の耐震性能の評価							

(注)本判定表は、構造別に作成する。

《事業者所見》

○調査結果について

- ① 6ヶ所採取したコンクリートコアの強度は平均 $8.8\text{N}/\text{mm}^2$ であった。一般的には $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以上あることが望ましいとされており、躯体のコンクリート強度はきわめて脆弱と判断される。
- ② コンクリートコアは、大半が中心まで中性化が進んでいた。従って、建物に使用されたコンクリートの大部分は、経年変化により中心部まで中性化が進んでいると判断される。
- ③ はつり調査箇所の鉄筋は錆の進行もなく健全であったが、全体的に鉄筋が細く量も少ない。
- ④ 建物の柱の数が少なく、内部の空間が広い傾向にある。
- ⑤ 外壁のクラックや建物内部の雨漏り、内壁漆喰の崩落等があり、全体的に老朽化が進んでいる。
- ⑥ ①～⑤の結果を元に耐震性能を判定したところ、 I_s 値が0.2前後という結果となった。

建て替えを視野に入れながら補強の可能性を探るという数値であった。

- ⑦ 算定した I_s 値から必要な補強量を計算したところ、1階部分に23,000KNの補強、2階部分に15,000KNの補強が必要となる。

⑧ ⑦に示された補強を行うための補強計画の検討を行ったが、建物の構造上の問題（③④）や建物面積が小規模である点から、補強を行うだけのスペースを確保することができないことがわかった。免震構造を併用して補強を行うことも検討したが、免震構造をとるための工事を施行するだけのスペースが確保できないことがわかった。そのため、現行の建築基準法に見合った耐震補強を行うことは不可能と判断した。

○今後の課題等について

耐震強度が不足しているため、大地震の際には倒潰する恐れがある。建築後80年以上経過しているため、躯体の状況はこれ以上良くならない。という前提のもとで考える必要がある。

またコンクリートコアの中性化深さ試験の結果から、躯体中心部まで中性化が進んでいることが判明したため、丹後震災記念館は躯体内に水がまわると、鉄筋がすぐに錆びてしまう現状にあることがわかった。また京丹後市は、冬季に積雪や氷点下の気温となる時期があることから、躯体内にまわった水が凍結・膨張して躯体を破壊する可能性もある。

そのため、今後、建物を維持していく方策として

- ① 外壁の亀裂補修や屋根まわりの補修を行い、躯体内に水がまわらないようにして、建物本体の劣化進行速度を遅らせる必要がある。
- ② 耐震強度が不足しているため、使用していない屋上スピーカーの撤去・内部の什器等の撤去などによる躯体の重量軽減が必要。 等の方策をとる必要がある。

《事務局まとめ》

以上が平成23年度耐震診断調査報告の概要である。

当時の結果としては、 I_s 値0.17（建て替えを視野に入れた検討が必要）、現行の建築基準法に見合った耐震補強を行うことは不可能と判断されるとともに、躯体中心部まで中性化が進んでいる状況が確認された。非常に厳しい結果となり、耐震補強案を考えるまでに至ることができない状況であった。

(6) 耐震診断調査の概要 (令和7年度)

前回の診断から10年以上の年月が経過し、建物状況も変化中、改めて丹後震災記念館の耐震化の道筋を探るには、現状をもう一度見極める必要があった。方針書では、再度の耐震診断調査の必要性を記載し、令和7年度、耐震診断の再調査を行うに至った。以下に令和7年度の耐震診断調査報告の概要を転載する。

◀耐震診断調査の結果▶

丹後震災記念館耐震性能判定表

事業名				都道府県名	京都府	都道府県番号	27
番号	設置者名	京丹後市		施設名	丹後震災記念館		
建物区分	校舎	屋体	施設	階数	2+PH	構造の種類	RC S SRC W その他()
耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積		左のうち今回診断対象分		
	丹後震災記念館	S4	712 m ²		712 m ²		
適用した方法	第2次診断 屋体診断基準 その他 ()						
診断実施者名	(株)山崎設計 山崎 友也		左の持つ資格名	一級建築士(登録番号 219288号) 耐震診断講習会 受講番号第5715号			
コンピュータソフトを使用した場合そのソフト名, 作成者名			DOC-RC/SRC (株)構造システム				
判定委員会の名称							
I _s (I _w)又はq (C _{TU} ×S _D)が 不足の方向・階	けた行き(X)			はり間(Y)			I _s (I _w)が最低 の方向・階
	1階	2階	3階—4階	PH階	1階	2階	
I _s (I _w), q (C _{TU} ×S _D)各指標の最低値				建物全体の補強・改修内容について			
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合、その補強・改修方法を○で囲み、()内に箇所数を記入				
E _o	0.62		RC壁 : 増設() 補強() RCそで壁 : 増設() 補強() RC柱 : 増設() 補強() ブレース : 増設() 補強() 耐震スリット : 増設() 基礎 : 増設() 補強() 荷重軽減 : 軽減箇所名() その他 : ()				
μ_{cs} (S _D)	1.00						
T	0.80						
Z	1.00						
R _t	1.00						
I_s = (I_w)	0.37						
μ_c (C _{TU} ×S _D)	0.46						
コンクリート強度	12.3 N/mm ²	-					
補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	千円			内、耐震診断分(補強計画含)		千円	
耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見				診断が終了した日	令和7年9月30日		
既存建物の耐震性能の評価	コンクリート強度後低く、中性化についてもほぼ全域に近い状態が進んでいる。又、仕上げ材の劣化が著しく雨漏りも生じている。 X方向について、各階で、I _s <0.75となり耐震性能が不足している。又、PH階は壁量が少なく耐震性能が不足している。 Y方向について、各階で、I _s <0.75となり耐震性能が不足している。又、PH階は壁量が少なく耐震性能が不足している。						
補強設計と補強後の耐震性能の評価							

(注)本判定表は、構造別に作成する。

《事業者所見》

○調査結果について

・劣化調査結果（劣化・亀裂等）

かぶり部分の剥落など仕上げ及び躯体部分には大きな損傷が生じている部材が存在しており、一部鉄筋の腐食も見られることから、構造耐力上の性能が損なわれる大きな損傷と判断した。

・コンクリート圧縮強度調査結果

1階及び2階の算定強度が設計基準強度を下回っている。

・コンクリートの中性化深さ実測結果

中性化はかなり進行。測定深さより、ほぼ全域において中性化が進行していると思われる。

・建物不同沈下等調査結果

目視にて不同沈下の傾向は見られず、又、不同沈下に起因する壁面のひび割れも見受けられなかったため、建物の不同沈下は生じていないと判断した。

・その他

外部の仕上げ面にひび割れ、仕上げ材の剥離等がみられ、内部の仕上げ材においても、亀裂、剥離等が見受けられた。

○今後の課題等について

・今回、前回に比してコア圧縮強度が少し良くなり、また経年指標値の見直しを行った。全体的に結果は良くなっている。

【コンクリート圧縮強度】 F_c 値：前回 $11.4\text{N}/\text{mm}^2 \rightarrow$ 今回 $12.3\text{N}/\text{mm}^2$

【構造耐震指標】 I_s 値：前回 $0.17 \rightarrow$ 今回 0.37

・中性化はほぼ全域に近い状態で進んでおり、鉄筋の錆の進行が進む可能性は非常に高くなっている。

・コンクリート強度も依然として最低基準強度（ $F_c=13.5\text{N}/\text{mm}^2$ ）以下であり、外観を損なわない方法での補強が非常に厳しい建物となっている。

・仕上げ材の劣化が激しく、又、雨漏りも生じていることから全面的な補修が必要であり、又、構造部材の劣化が著しい箇所も存在するため、仕上げ材の除去等を行い躯体を全面調査及び補修を行うなどの補修を実施する必要がある。

・文化財としての外観の維持をしたまま、耐震補強を行うことは非常に困難と思われる。可能性としては免振工法による補強が考えられるが費用がかなりかかると想定される。

《事務局まとめ》

平成23年度と比較して数値に若干の変動がみられ、一見すると前回よりも良い数値が出ているように見られるが、全体的に見れば建物の状況は厳しいことに変わりはない。

文化財としての外観の維持をしつつ耐震補強を行うことが非常に困難である状況を示し、求める利活用のあり方と文化財修理とのバランスを考えたより詳細な工法調査を行い可能性を見出すことが必要である。

4. 利活用の方向性

(1) 利活用の考え方

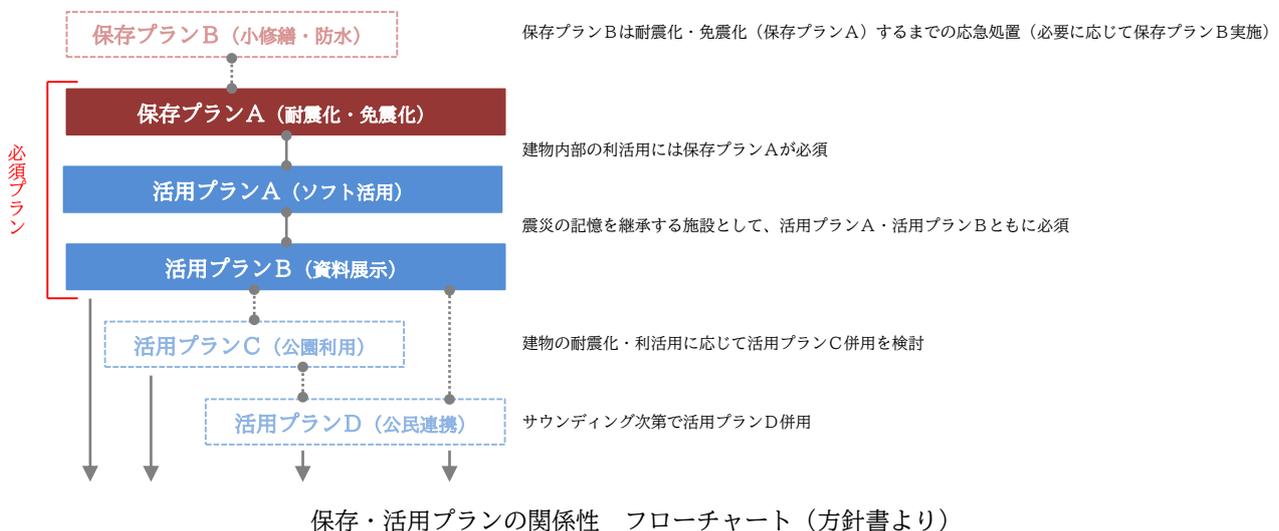
2-(3) でまとまた通り、丹後震災記念館は、構想段階から財団法人による運営に至る初期段階で既に建物の活用方針がはっきりせず、峰山町に譲渡後も図書館・公民館・道場・埋蔵文化財整理室といった、丹後震災の記憶継承と直接関係しない部分での使用が主となり、震災記念施設としての機能をほぼ消失してしまった状態にある。

方針書は、令和6年度のパブリックミーティングの意見も踏まえ、上記の状態に至っている現状からの原点回帰には、機運醸成が必要不可欠であることを説き、「誰もが行きたいと思える場所とし、震災の記憶を伝え防災意識を高める」ことを、丹後震災記念館の耐震化・利活用の目指す先として検討を進めてきた経過がある。

上記の経過を踏まえ、方針書では、丹後震災記念館の活用の方向性として、以下のプランを提示した。これらの活用プランは、令和6年度パブリックミーティングにおいていただいた市民の意見を踏まえて、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会において検討を行ったものである。

- 【活用プランA】丹後震災記念館を舞台としたソフト活用（機運醸成）を、ジオパークはじめ多分野連携しながら震災100年以降も将来に渡って継続していくべきであり、これにより建物を活用し続ける必要がある。
- 【活用プランB】震災の記憶継承を担う施設として、建設当初の思いに立ち返り、震災関係資料を収蔵し展示できる施設とすることは必須。
- 【活用プランC】建物の耐震化・利活用との兼ね合いを考えながら、状況に応じて人々の憩いの場（サードプレイス）となるよう建物周辺を震災記念公園として再整備することを検討。
- 【活用プランD】震災関係資料の展示施設として保存活用しながら建物の一部だけを民間活用というのは、現実的に難しい可能性があり、事業者へのサウンディングが必要。

本計画では、利活用の方向性に関し、これらの経過に即して検討内容をまとめる。



(2) 公民連携サウンディング調査の概要

方針書にも記載のあった通り、公民連携による丹後震災記念館の活用方法を探るため、サウンディング型市場調査を実施する必要があり、今回実施した。

前提として、丹後震災記念館については、今後のあり方を議論する中で、耐震化を行うとなった場合の利活用や運営方法について、様々な角度からの検討が必要になっている。民間事業者に施設の利活用や運営方式、そのための条件などの聞き取り調査を行うため、サウンディング型市場調査を実施した。

実施の概要及び結果は次の通りである。

《実施概要》

○対象施設

丹後震災記念館（京丹後市峰山町室1198）

○調査目的

丹後震災記念館の有効活用に関する様々な手法の検討を前提に、民間事業者の自由な発想やノウハウによって、自ら事業主体となって同館の利活用を行う意欲のある事業者・団体等から広く意見や提案を求めるもの。

○事業提案にかかる条件

参加事業者から、建物の利活用に関する方針や事業手法等、幅広く自由に提案を受け付ける。ただし、以下の制限を設ける。

①「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」にあるとおり、市所有の震災関係資料を収蔵公開するエリアを確保するなど、震災記念施設であることを継承できるよう配慮すること。

②京都府指定文化財であり、建物の一部のみ保存や解体新築といった行為は考慮できない。建物全体を残し利活用をすることを前提とすること。

○情報提供資料

- ・丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査について 実施要領
- ・丹後震災記念館図面
- ・丹後震災記念館現状写真
- ・【様式1】現地見学会申込シート
- ・【様式2】エントリーシート兼アンケート用紙

○実施スケジュール

調査実施の公表・受付開始	令和7年8月28日（木）
現地見学会参加受付期限【参加任意】	令和7年9月4日（木）午後5時まで
現地見学会【参加任意】	令和7年9月11日（木）までの間で申込者と調整し決定
エントリーシート兼アンケート用紙の提出期限	令和7年9月18日（木）午後5時まで
サウンディングの実施期間	令和7年9月19日（金）～9月26日（金）
実施結果概要の公表	令和7年9月下旬～10月上旬（予定）

《実施結果》

丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査結果概要

1. 調査の概要

京丹後市教育委員会では、丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査を実施しました。その結果、2 者からサウンディング調査への申込があり、民間活用に向けた可能性を探るため、令和7年9月24日及び26日にヒアリング調査を実施しました。

実施経過

日 程	実 施 内 容
令和7年8月28日(木)	調査実施の公表
令和7年9月9日(火)・10日(水)	現地見学会
令和7年9月24日(水)・26日(金)	個別対話の実施
令和7年9月下旬～10月上旬	実施結果の公表予定

2. 事業者からの提案内容

《事業者 A》

1	施設の利活用の方針	<ul style="list-style-type: none">○主な機能として、以下3つの併存を提案。<ul style="list-style-type: none">・イベントホール（講演会、演奏会、結婚式、展示会など）・カフェスペース（簡単な飲み物、軽食） →調理設備の設置は現実的でなく、既製品を販売に出す想定。・コワーキングスペース（Wi-Fiを整備した読書室・学習室等）○使用例として、講堂をイベントホール、事務室2部屋（1階）を管理室と震災資料室・読書室、資料室2部屋（2階）を貸館スペース・コワーキングスペース・カフェスペースとして想定。
2	事業手法とその条件	<ul style="list-style-type: none">○指定管理者制度または業務委託を検討。○利活用の方向性がまだである現時点で指定管理料の算定は困難と判断。○独立採算での利活用は非常に難しいと判断。可能な限り公費負担の削減を目指し、段階的に自立を促す仕組みづくりを提案。
3	収益モデル	<ul style="list-style-type: none">○貸館利用による利用料金○自主事業開催による収入○飲食・物販による収入

4	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用によって地域のランドマーク的な施設になる可能性あり。 ○震災啓発コーナーと日常的な地域利用により地域に愛される施設になりうる。 ○ベースは地域利用、イベント等開催により市内外からの集客を期待。 ○周辺の学校等との連携。
5	必要な行政支援	<ul style="list-style-type: none"> ○設備の再整備（水回り、Wi-Fi、駐車スペース、植栽等）。屋外棟でトイレの設置。 ○フレキシブルに用途変更が可能な整備。 ○丘の下に駐車スペースを一定数確保（アクセス道の拡充が困難、離合不可能な状態で建物まで車を通すのは事故のリスクあり）。従来の駐車場は身障者・高齢者用を想定。
6	想定リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○光熱水費、人件費の高騰。 ○維持管理費を想定した中長期的な視点での再整備（人件費負担を考慮し、当初からスマートロックを導入しておく等）。
7	その他の提案・意見	<ul style="list-style-type: none"> ○プロデューサー・コーディネーターの存在が鍵。 ○京丹後市の新たなランドマークとなり得る施設と想定。 ○起業したい人の挑戦の場として、期間を設けたチャレンジショップの展開可能性。

《事業者B》

1	施設の利活用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○丹後震災記念館を中心とした地域活性化が必要。 ○「未来に歴史を引き継ぐ」、「地域に愛される施設」、「地域経済に貢献する」の3つの視点での提案。
2	事業手法とその条件	<ul style="list-style-type: none"> ○賃貸借契約。 ○スモールコンセッション事業（「再生と運営」一体事業）での独立採算。 ○都市利便増進協定等による地域全体の価値向上。

3	収益モデル	○防災拠点利用とカフェ&レストラン。
4	地域貢献	○「ふるさと住民登録（第2住民票）制度」の活用を想定。 →実家の空き家の課題解決、地域への貢献と責任を明確化する仕組みを提案。
5	必要な行政支援	○文化財保存活用課のみでなく、課を横断した支援が必要。
6	想定リスク	○スピード感を持って国の仕組み（地方創生等）を活用可能か。
7	その他の提案・意見	○丹後震災記念館だけでは利活用は困難。経済的にリスクが大きい。 ○京丹後市全体の地域活性化（関係人口の増加、二地域居住の推進）を目指すプロジェクトを希望。 ○文化財視点だけでない国の仕組みの活用に配慮が必要。

《事務局まとめ》

本調査では、丹後震災記念館の維持管理・運営についていくつかの手法が提示された。大きくは公的施設として指定管理者制度を活用し段階的に自立を促す方法と、賃貸借契約により独立採算で運営する方法が挙がっており、検討が必要である。今回提示された提案を踏まえ、利活用のあり方について次項でコンセプトを検討する。

(3) 利活用コンセプトの設定

丹後震災記念館は、過去の経過から震災の記憶継承としての機能をほぼ失ってしまっている現状にあるが、元より震災記念施設であり、丹後震災の記憶を後世に伝え、日常の学びとして防災意識の向上へと導く拠点となり得る施設である。しかし、現状では建物の老朽化や立ち入れないことにより人の往来は少なく、誰もが行きたいと思える場所としての魅力を創出し、多くの人に来てもらえる場所にする必要がある。また、文化財としての建物価値の保存、そして持続可能な運営も欠かせない要素となる。

それらの前提のもと、震災の記憶継承（資料収蔵展示）を核に、日常の賑わいと学びを育む交流機能、公民連携による民間機能等を組み合わせ、地域に愛される日常の中のサードプレイスと広域から人を惹きつけるランドマークの双方を実現することが理想であり、目指すべき目標であると言える。

こうした一連の機能を持ち合わせることで、丹後震災100年以降も継続的に震災の記憶継承を担う「記憶の学び舎」であると同時に、地域の周遊と連携を促す開かれた空間として、未来へ記憶をつなぐランドマーク的存在になり得る。

《利活用のコンセプト》

つなぐ記憶、ひろがる交流 -震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーク-

《コンセプトの趣旨》

- 丹後震災の教訓を中核に、記憶継承・防災啓発・地域交流を一体で進める拠点とする。
- 文化財としての建物全体の価値も保存し伝え、歴史的価値を含めた利活用を図る。
- 市民が日常的に訪れ、市外の人にも惹きつける「行きたくなる場所」をつくることで、継続的な機運醸成と自立度の高い運営をめざす。

《基本方針》

①震災の記憶継承

震災関係資料の収蔵・展示機能を確保し、来館者に震災の記憶を伝え、感じてもらい、記憶をつないでいく。あわせて、震災記念施設である建物の文化財的価値を継承し保存を図る。

②日常の賑わい創出（サードプレイス化）

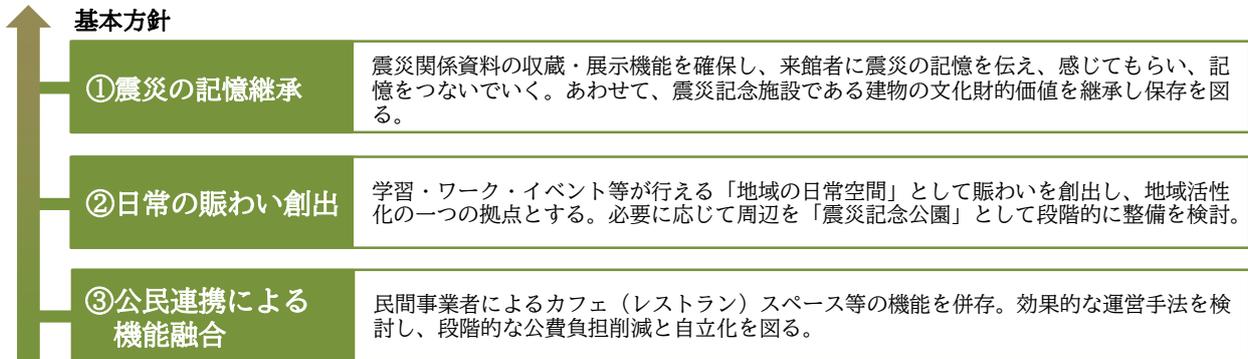
学習・ワーク・イベント等が行える「地域の日常空間」として賑わいを創出し、地域活性化の一つの拠点とする。必要に応じて周辺を「震災記念公園」として段階的に整備を検討。

③公民連携による機能融合

民間事業者によるカフェ（レストラン）スペース等の機能を併存。効果的な運営手法を検討し、段階的な公費負担削減と自立化を図る。

つなぐ記憶、ひろがる交流
—震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーカー—

- 【趣旨】
- 丹後震災の教訓を中核に、記憶継承・防災啓発・地域交流を一体で進める拠点とする。
 - 文化財としての建物全体の価値も保存し伝え、歴史的価値を含めた利活用を図る。
 - 市民が日常的に訪れ、市外の人も惹きつける「行きたくなる場所」をつくることで、継続的な機運醸成と自立度の高い運営をめざす。



利活用コンセプトの概要

《想定される運営スキーム》

- 将来的なスモールコンセプション等も視野に有効な運営方式を適用。
- 地域のプロデューサー（コーディネーター）的機能を確保し、企画・集客・連携を統合できる体制を整備する。
- 建物の立地や性格等を総合的に見て単独採算による運営の可能性は薄く、安定収入（貸館・自主事業）と公費の適正配分でバランスを取り、段階的に自立を促していくことが必要。

《利活用により想定できる成果目標》

上記のコンセプトによる利活用を図った際に想定できる成果目標として、以下が考えられる。

- 震災の記憶継承の深化と市民参加の拡大
展示で丹後震災の全体像と記憶を伝えることで、来館者が震災を「自分ごと」に感じ防災意識につなげることができる。
- 日常利用者の着実な増加
館内に静穏な学習・ワーキングの環境を整備し、誰もがいつでも立ち寄れる居場所として機能し、学習会・イベント・展示・チャレンジ活動等が自然に行え、地域の活性化につながる。
- 地域のランドマーク（シンボル）化
学校・公共施設・観光資源・ジオパーク等の多分野との連携で、周辺を含めた一帯を面的に観光エリアとして機能し、地域の日常と広域来訪者の双方から支持されるランドマークになる。

(4) 利活用のイメージ

全体的な方向性として、①震災の記憶継承、②日常の賑わい創出、③公民連携による機能融合の3つの役割を共存させ、互いに連動・刺激し合いながら利活用の幅を広げ発展させていくことを想定し、建物はゾーニングによる使い分けでの利活用を検討。最低限必要な設備として、電気・水道はもちろん、空調、Wi-Fi、スマートロック等の設備を導入検討。

なお、周辺環境の整備に関しては最小限にとどめ、道路拡幅はせず、既存の駐車場は障害者・高齢者スペースとし、丘の麓に用地を確保し駐車場とするのが現実的な方法ではないかと考える。



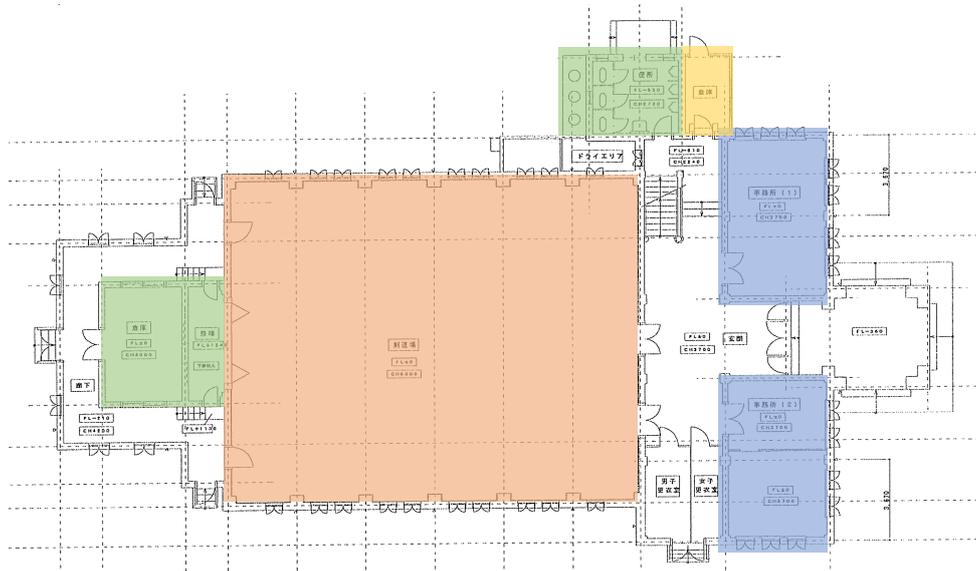
丹後震災記念館の賑わいイメージ

《1階の活用レイアウト案》

- 赤色ゾーン：講堂をイベントホール（講演会、演奏会、結婚式、展示会等）
- 青色ゾーン：1階玄関の2部屋を、管理室と震災資料室（兼読書室）
- 黄色ゾーン：増築部分は撤去し当初形状に復元。
- 緑色ゾーン：講堂裏は、祭壇が狭くてデッドスペースとなるため要検討。

トイレは既存の部分を修理活用、もしくは屋外に別棟設置を検討。

※その他：震災資料の収蔵場所を確保必要。1階玄関の2部屋のうち、北側を展示室として使う場合、位置的に地下室が収蔵庫の候補として考えられる（浸水対策等の検討必要）。



《講堂の活用イメージ》

現況の印象を崩さず、講演会、演奏会、結婚式、展示会等様々なイベント用途に活用できる空間を想定。祭壇が小さくステージとしての有効活用が難しいため、当初存在した舞台を祭壇前に復元し、ステージとして活用を図ることが現実的と思われる。



コンサート会場風



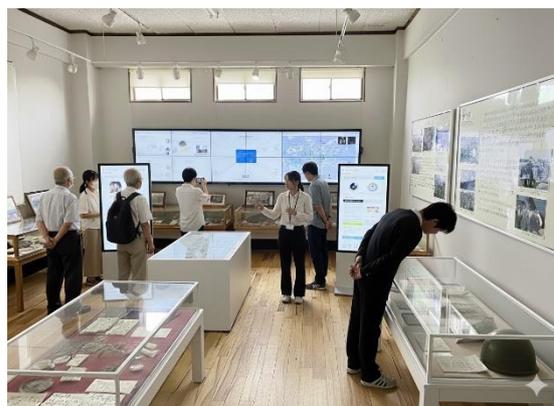
講演会会場風

《展示室の活用イメージ》

1階玄関の南側事務室を展示室に改装するパターン。展示ケースを配置し、デジタル化資料を画面（タッチパネル等）で表示できる設備を備え、資料のデジタル化に対応。文化財的価値に配慮しつつ、自然光がなるべく入らないように窓を塞ぎ、資料保全に配慮。収蔵庫の場所を要検討。



展示室



展示室（展示解説風景）

《事務室の活用イメージ》

1階玄関の北側事務室を、そのまま事務室として使用。



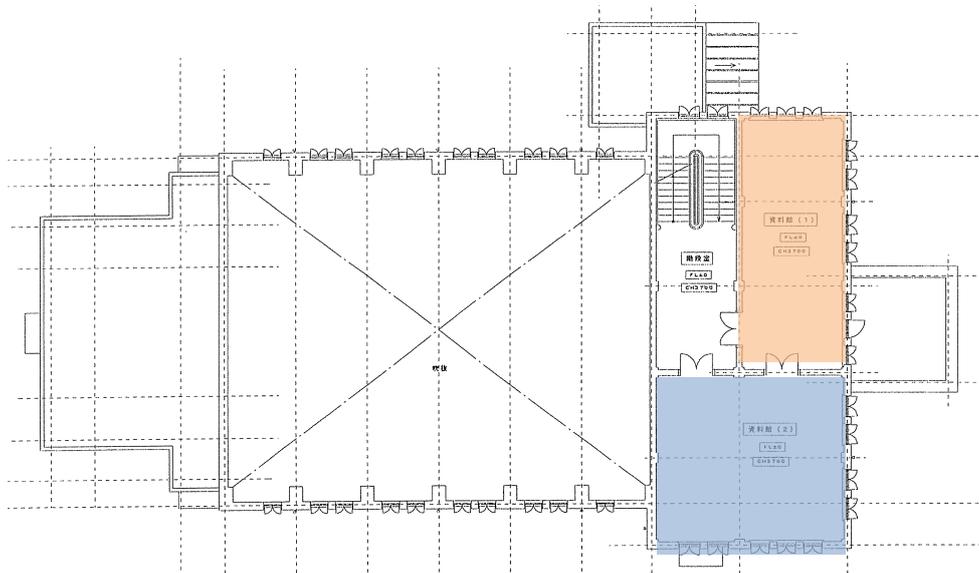
事務室（現在に近い床張）



事務室（活用風景）

《2階の活用レイアウト案》

- 赤色ゾーン：玄関部分2階の1室を、コワーキングスペース／カフェ（レストラン）スペース。
- 青色ゾーン：玄関部分2階の1室を、貸館スペース。



《カフェ／コワーキングスペースの利用イメージ》

カフェ（レストラン）としての利用は、厨房設備を入れると費用がかさむため、その後の採算・運営収支のバランスを考えた場合に、既製品販売に特化した方が現実的と考えられる。



カフェ／コワーキングスペース（昼間）



カフェ／コワーキングスペース（夜間）

《貸館スペースの利用イメージ》

各種会議や研修、練習等の団体利用など、様々な用途に貸館として利用できるスペースを想定。



貸館スペース（什器なし）



貸館スペース（テーブル・椅子配置）

(5) 周辺環境・周辺連携

丹後震災記念館の利活用にあたっては、建物単独での利活用では運用的に厳しいところがあり、周辺環境を踏まえた連携による面的な活用・共創が必要になると考えられる。

2-(1)で記載した通り、丹後震災記念館の周辺には、徒歩圏内に、公共施設（京丹後市役所 峰山庁舎、峰山総合福祉センター）や学校（京丹後市立峰山小学校、京都府立峰山高等学校）のほか、少し足をのぼすと、京都丹後鉄道の峰山駅や、京都府丹後文化会館、京丹後市立峰山図書館、さらには峰山総合公園（峰山球場）や峰山中学校などもあり、こうした周辺施設との連携による学習機会の創出、観光周遊の仕組みづくりが重要である。

○京丹後市立峰山小学校・峰山中学校

峰山小学校には、丹後震災記念館と同じ設計・施工者による建築である旧本館がある。

○京都府立峰山高等学校

過去に地学研究部が「歩いて辿る丹後震災の記憶」を行い、成果ポスターを京丹後市立郷土資料館（網野町郷）にて常設展示中。

○峰山庁舎・峰山総合福祉センター

市役所機能が入った施設。峰山総合福祉センターにはホールがあり講演会等が可能。

○京都府丹後文化会館、峰山地域公民館・峰山図書館

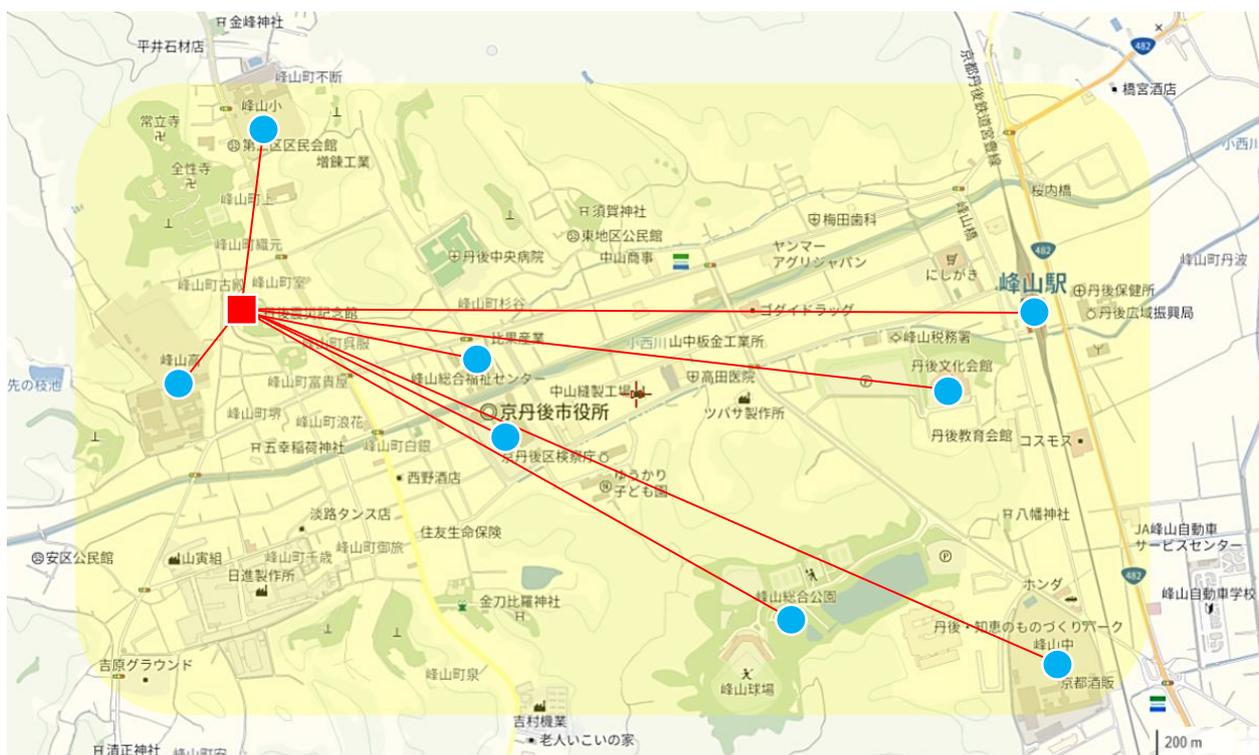
文化会館ではホールで大規模なイベントが可能。峰山図書館には現在、震災関係資料を収蔵中。

○峰山総合公園

球場やテニスコート等があり、スポーツの拠点。

○京都丹後鉄道 峰山駅

峰山の街中へのアクセスの拠点。



丹後震災記念館の周辺環境（地図はMapFanより）

第5章～第8章

【未作成】

耐震工法調査の成果を反映予定。

9. 参考資料

(1) 参考文献一覧

- 植村善博2013a「北但馬地震による被害と復興」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013b「1927年北丹後地震における被害・救護救援・復興」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013c「北丹後地震による峰山町の被害と復興計画」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013d「北丹後地震による網野町網野区の被害と復興過程」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 大場修2007『丹後震災からの建築復興過程に関する調査研究報告書—神社・小学校校舎を中心に—』
- 大場修2017a「旧口大野村役場庁舎」『京丹後市のまちなみ・建築』京丹後市史資料編 京丹後市
- 大場修2017b「久美浜町公会堂」『京丹後市のまちなみ・建築』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡田篤正2013a「1925年北但馬地震」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡田篤正2013b「1927年北丹後地震と地震断層」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡本公秀2005「丹後震災記念館」『京都の文化財』第23集 京都府教育委員会
- 京丹後市教育委員会2014『小林善九郎関係文書調査報告書』
- 京丹後市教育委員会文化財保護課2009『丹後震災記念館～建築とその後の展開～』
- 京都府1928『奥丹後震災誌』
- 新谷勝行2013「丹後震災記念館とその変遷～濃尾地震・関東地震との比較から～」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会2025『丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書』
- 林章二・宮谷慶一・平井直樹2017「近現代建築の保存・改修事例」『清水建設研究報告』第94号
- 平成16年度京都府文化財保護審議会建造物部会資料『丹後震災記念館調査報告書』

(2) 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱

○丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱

令和6年11月1日
教育委員会告示第33号

(設置)

第1条 丹後震災記念館の耐震化及び利活用の検討を行うため、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、丹後震災記念館の耐震化及び利活用に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域住民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 前項に掲げるもののほか、委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

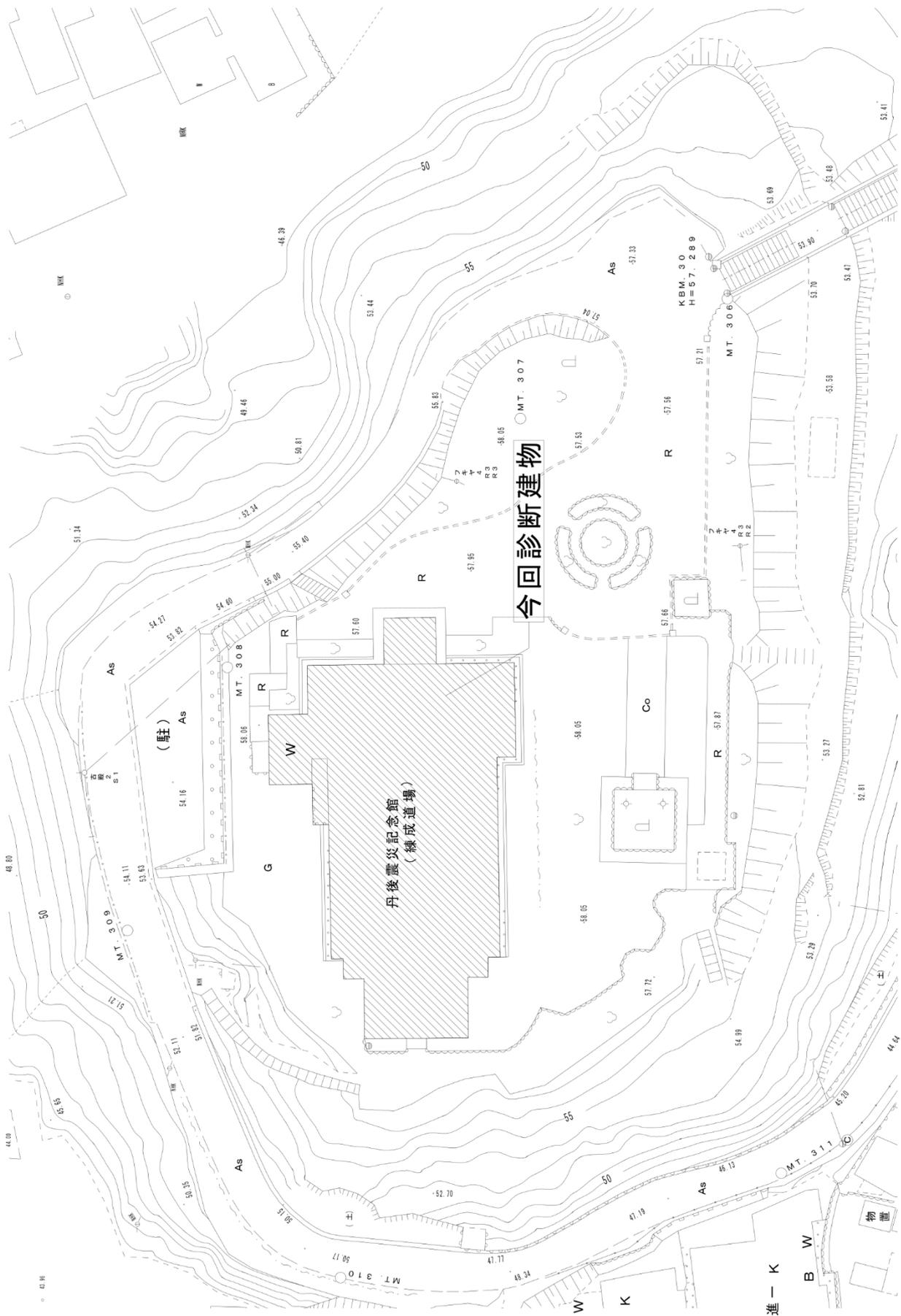
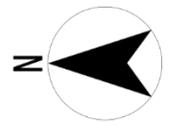
(施行期日)

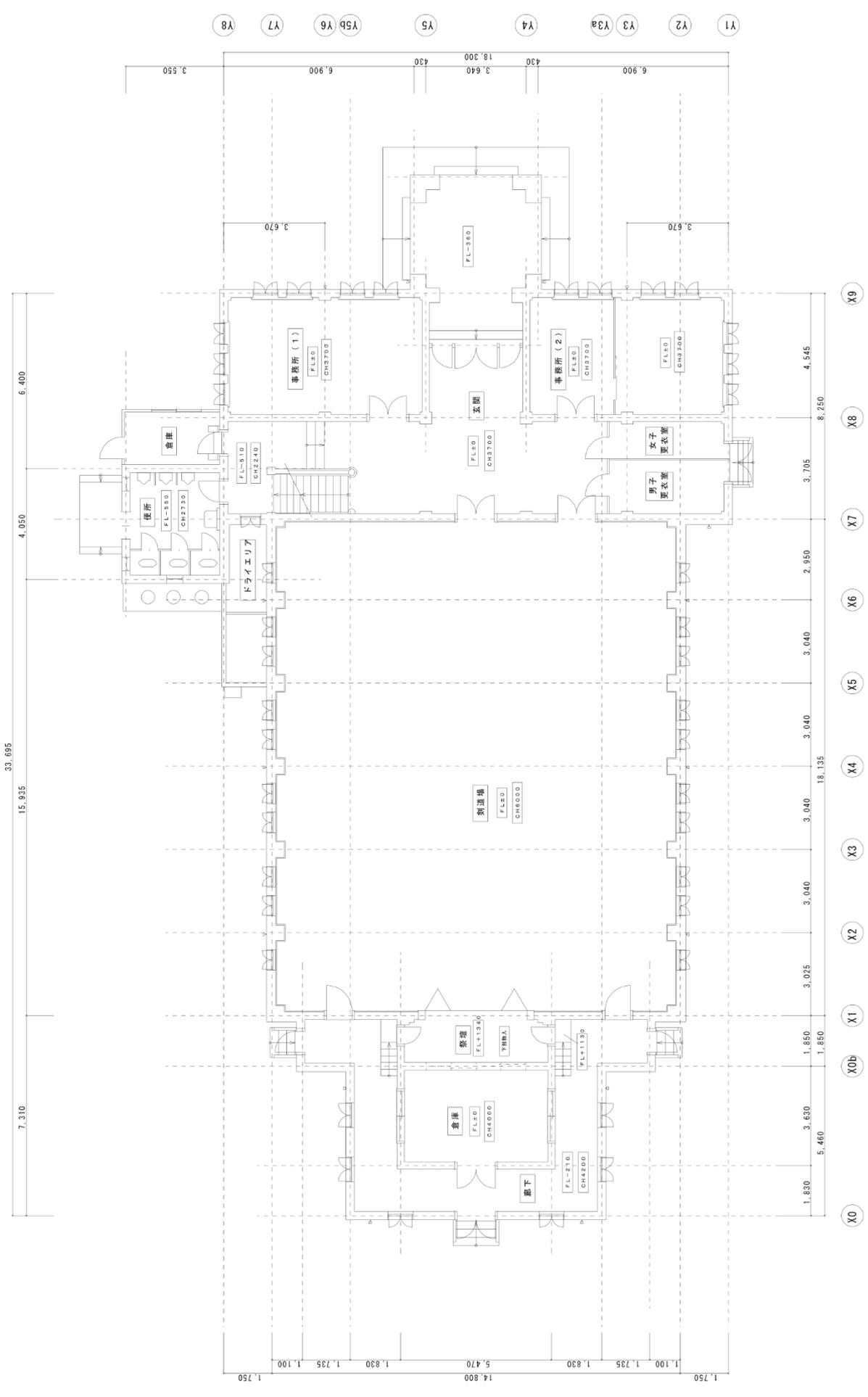
1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

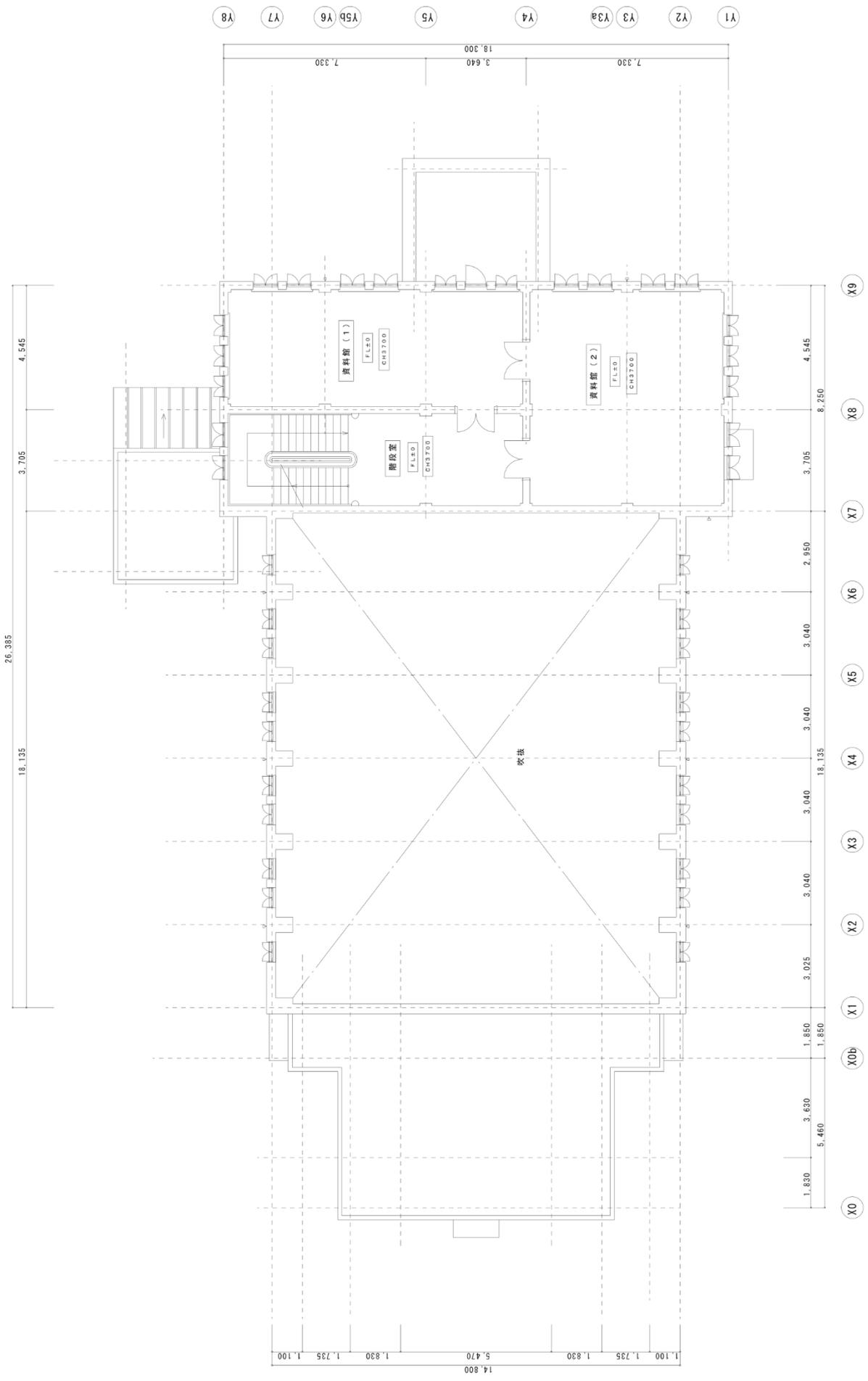
2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(3) 丹後震災記念館図面

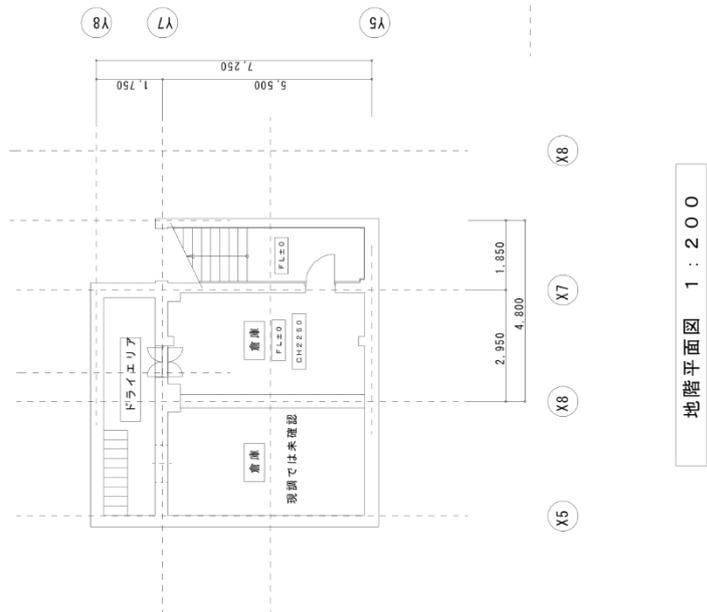
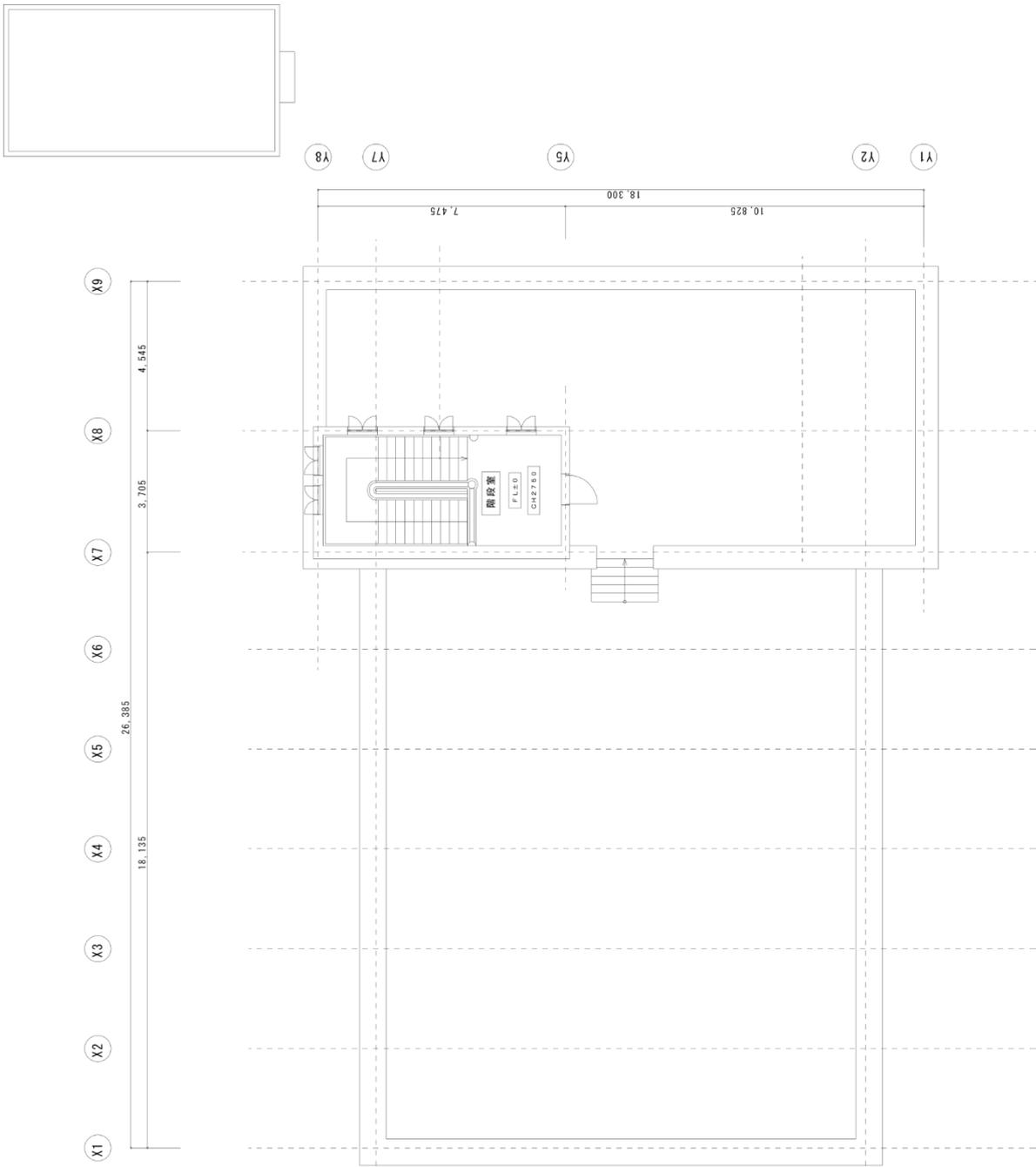


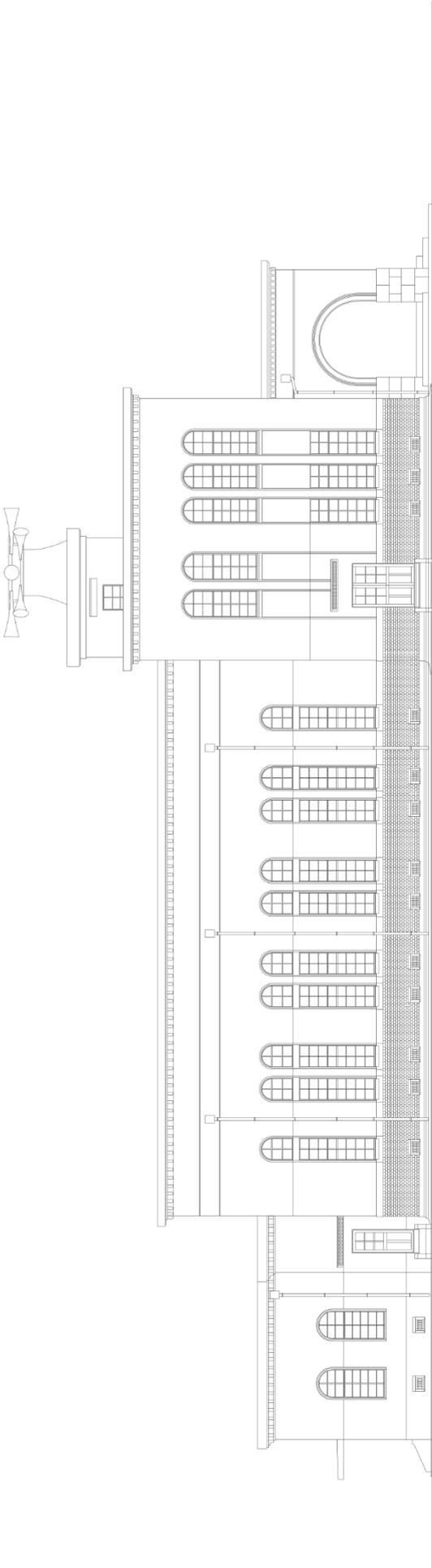


1階平面図 1 : 200

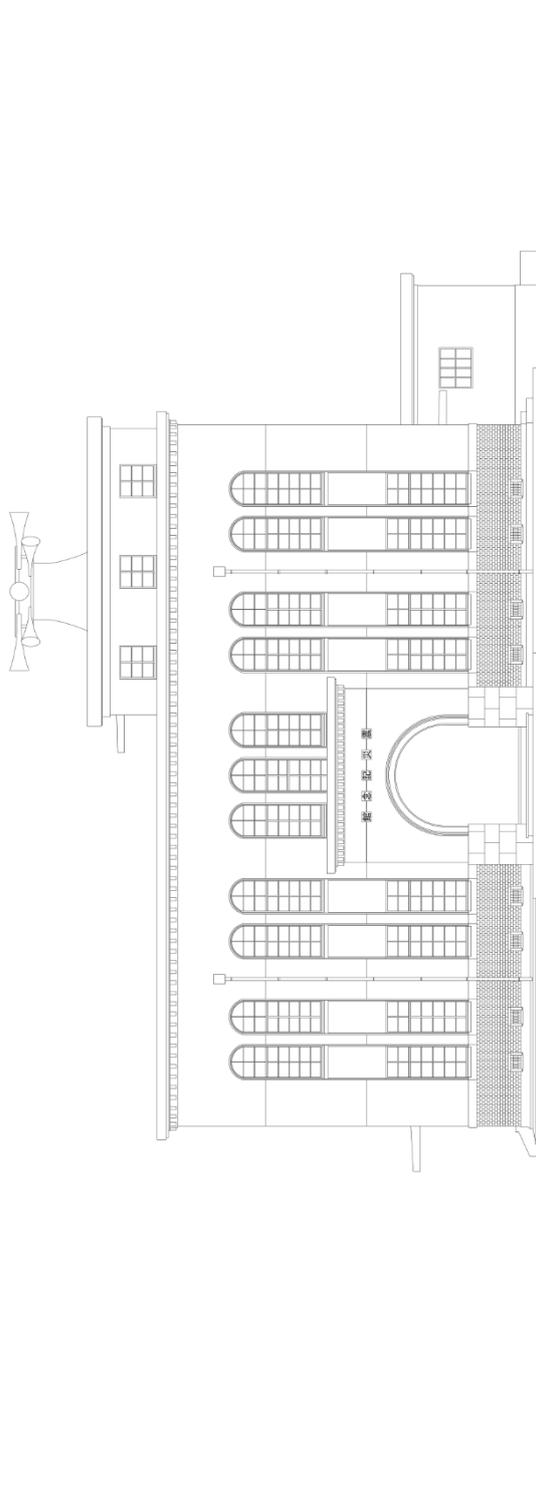


2階平面図 1 : 200

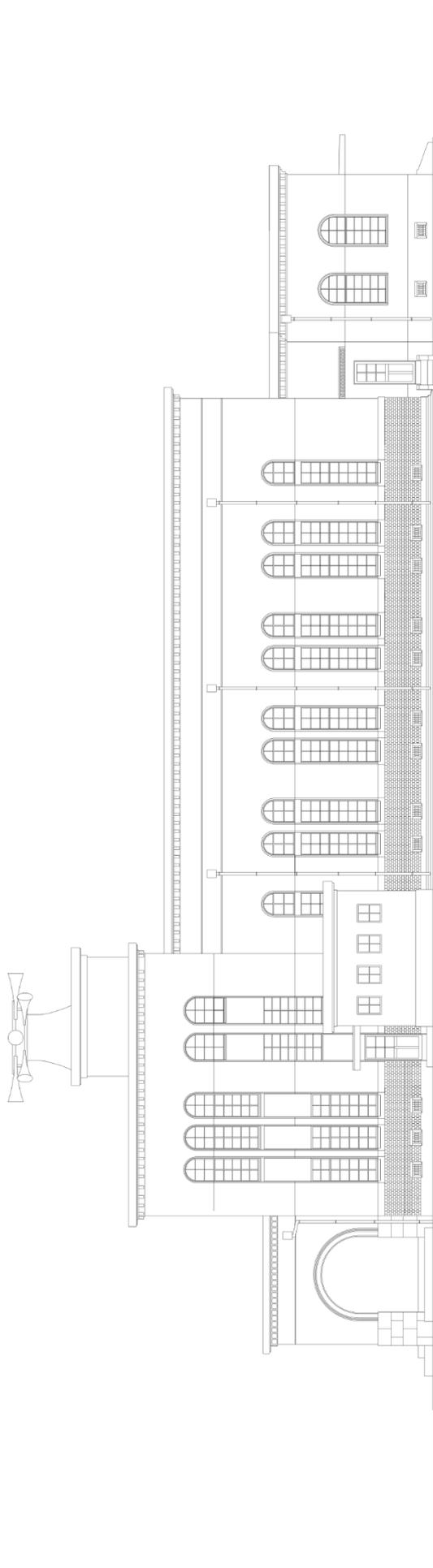




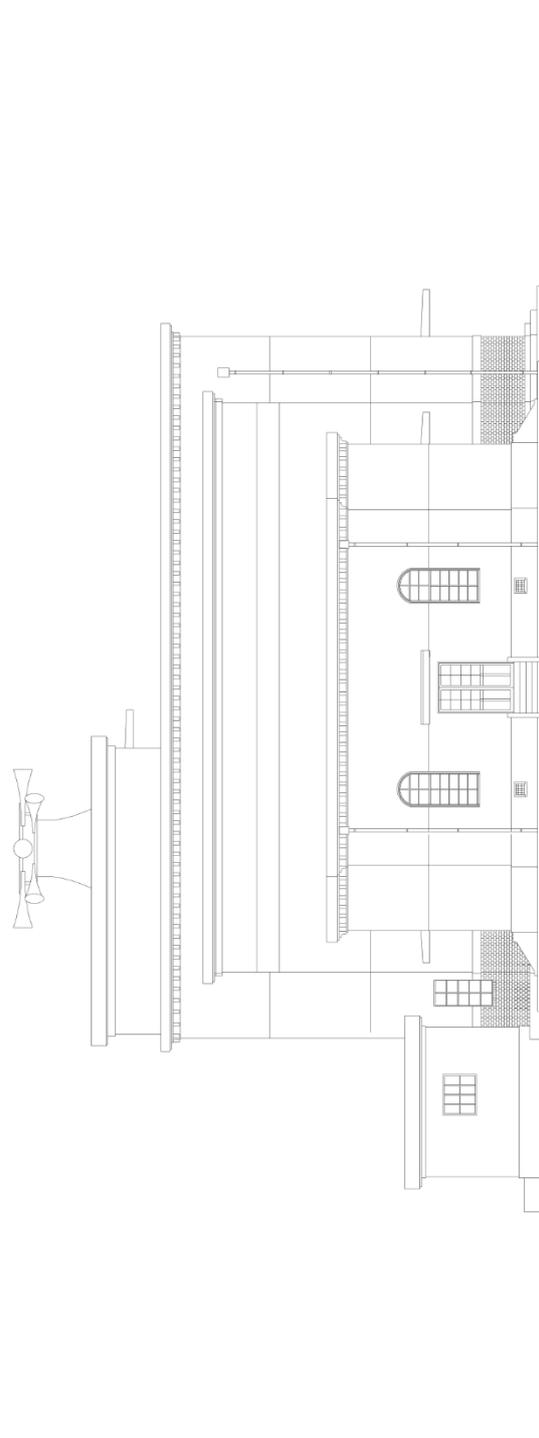
南立面图



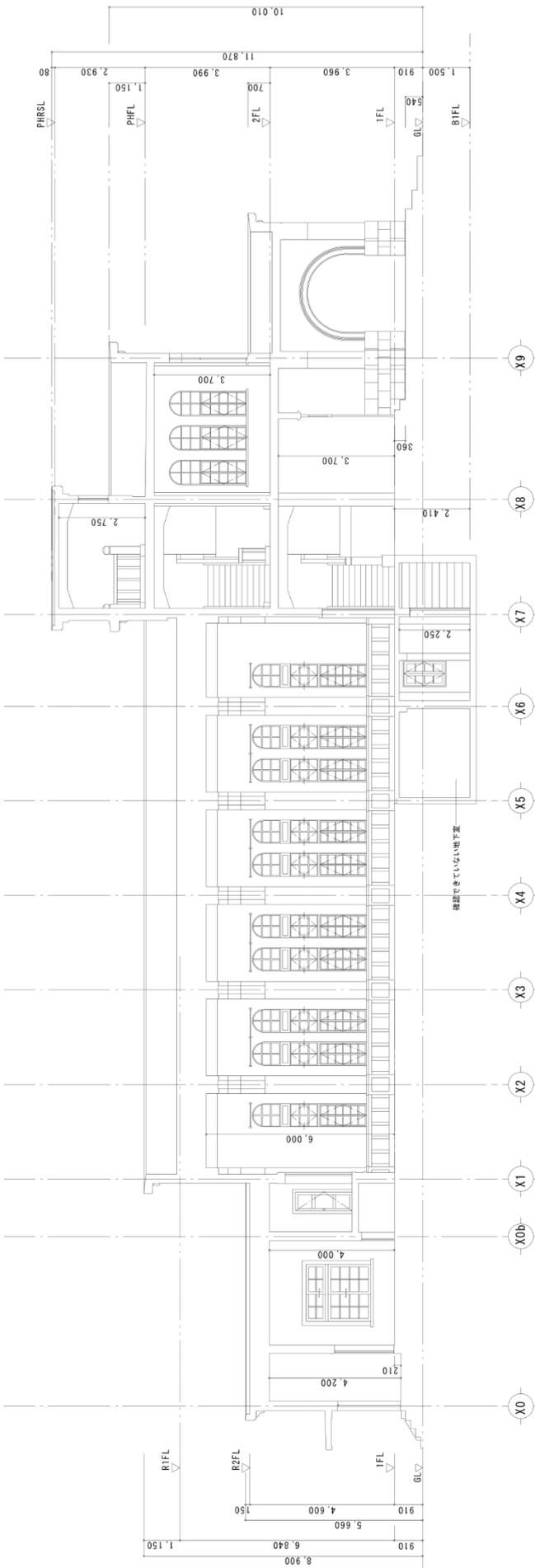
东立面图



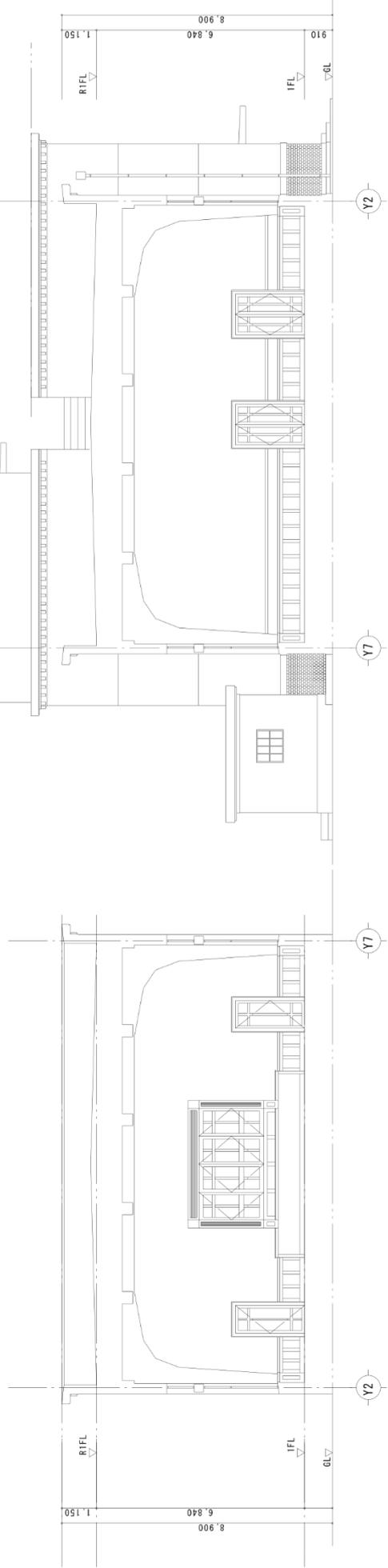
北立面图 1 : 2 0 0



西立面图 1 : 2 0 0

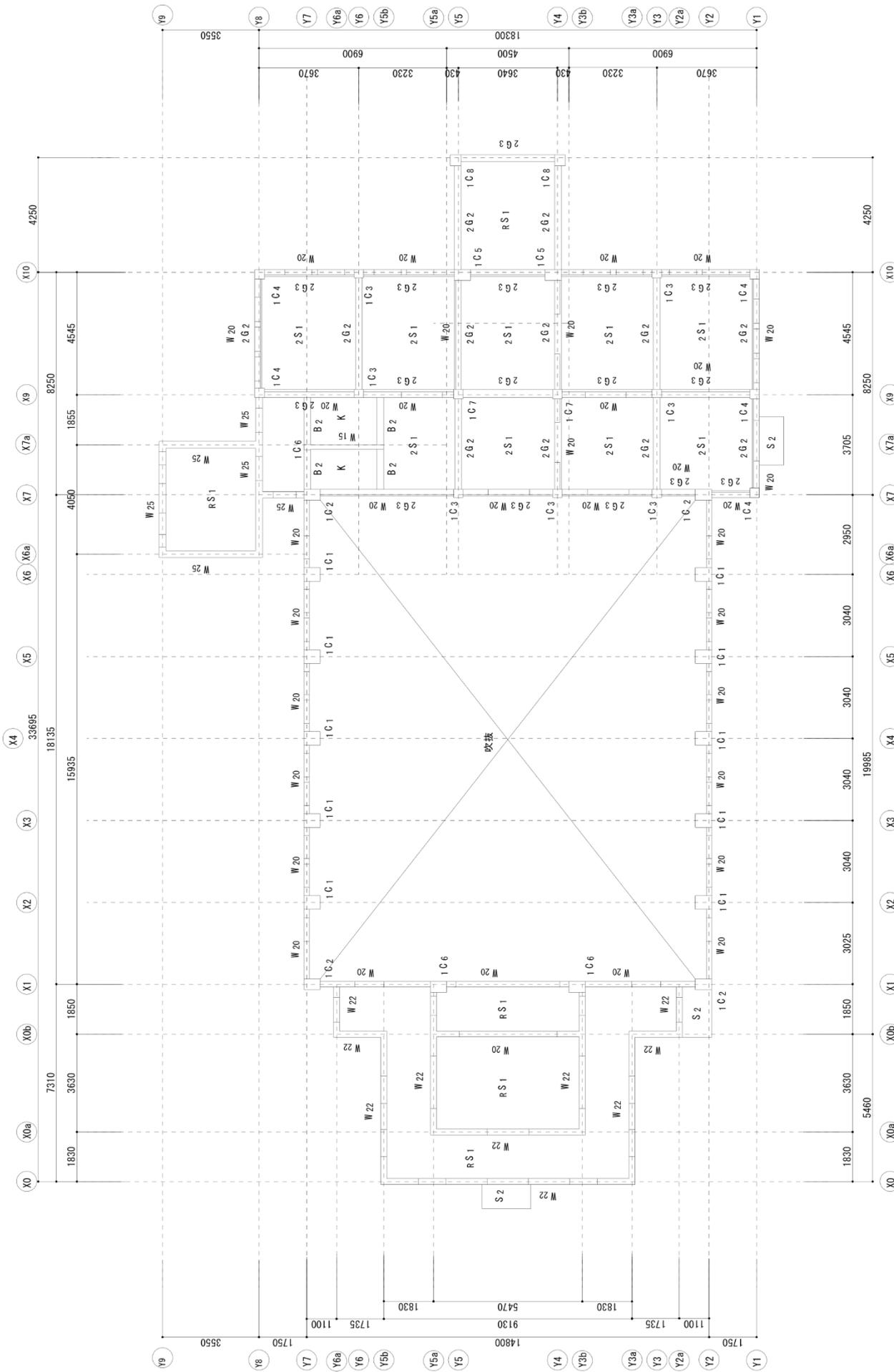


断面図-1 1 : 200

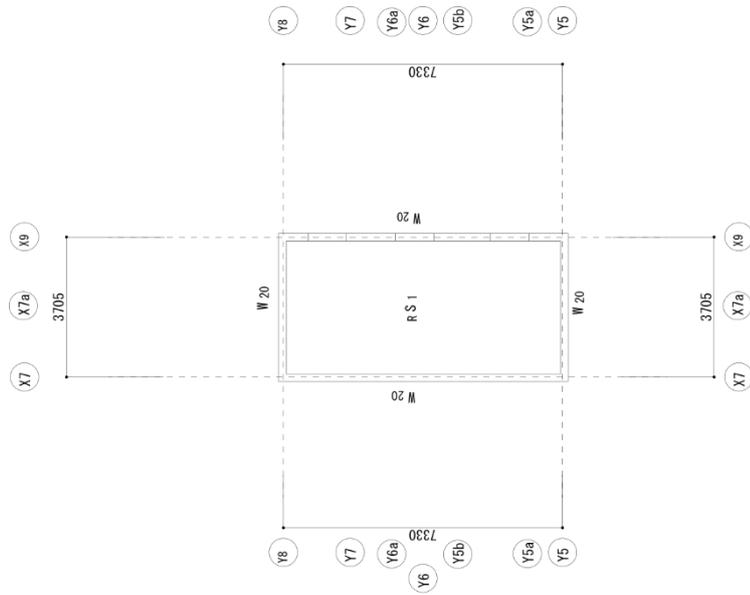


断面図-2 1 : 200

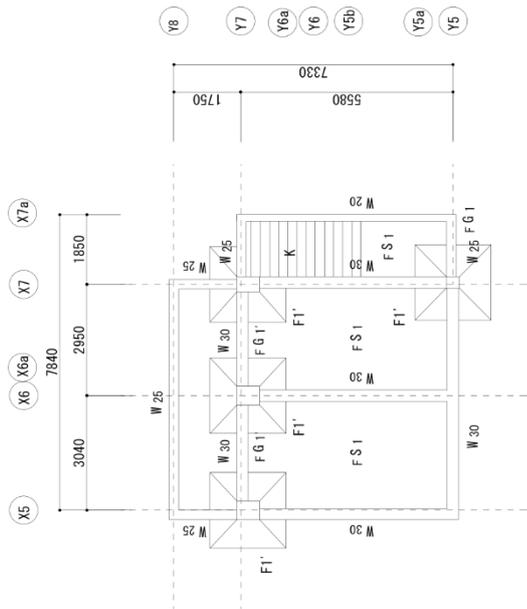
断面図-3 1 : 200



1階状図 S=1 : 200

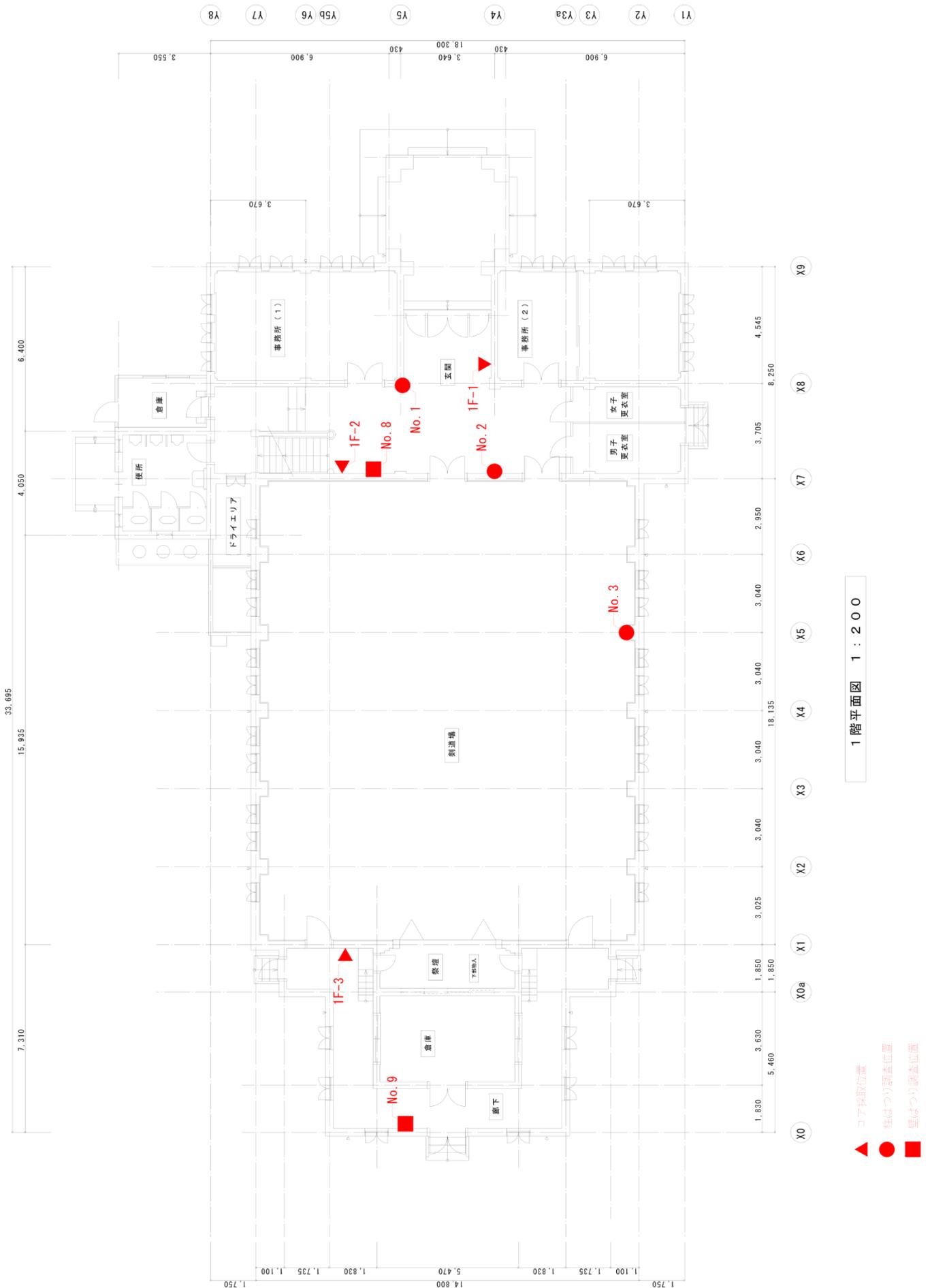


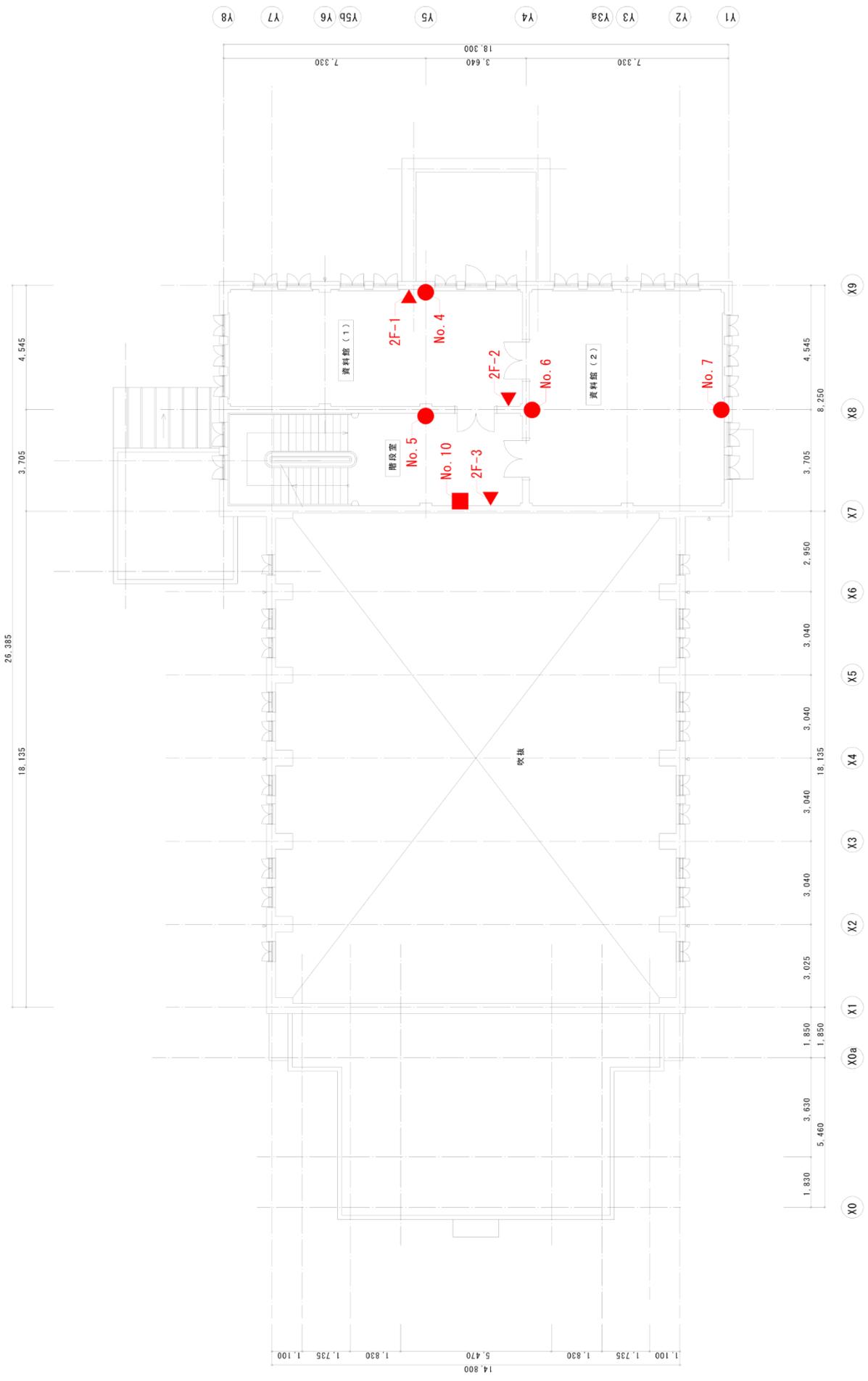
PH階伏図 S=1 : 200



B1階伏図 S=1 : 200

(4) 平成23年度耐震診断調査コア採取位置図

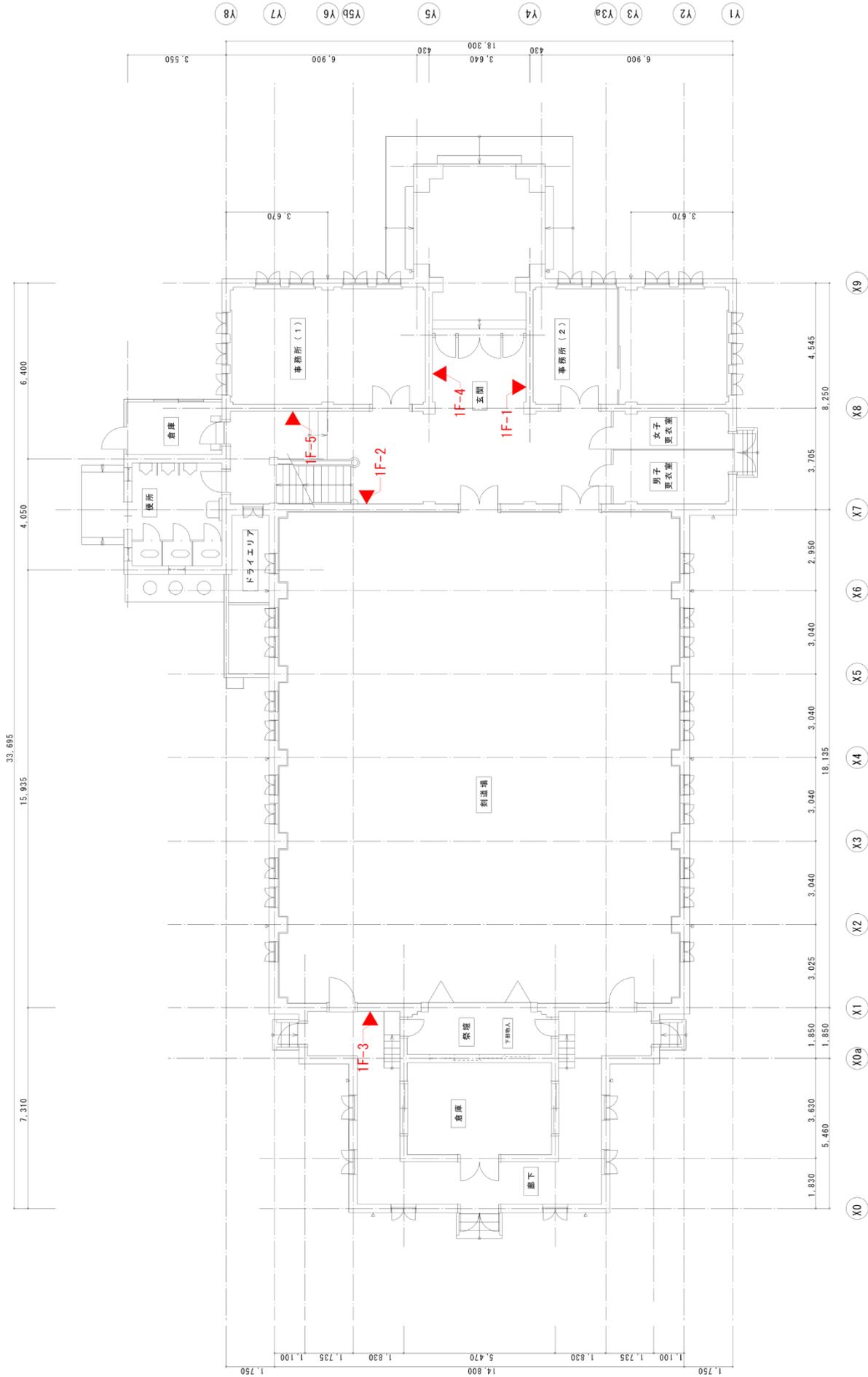




2階平面図 1 : 200

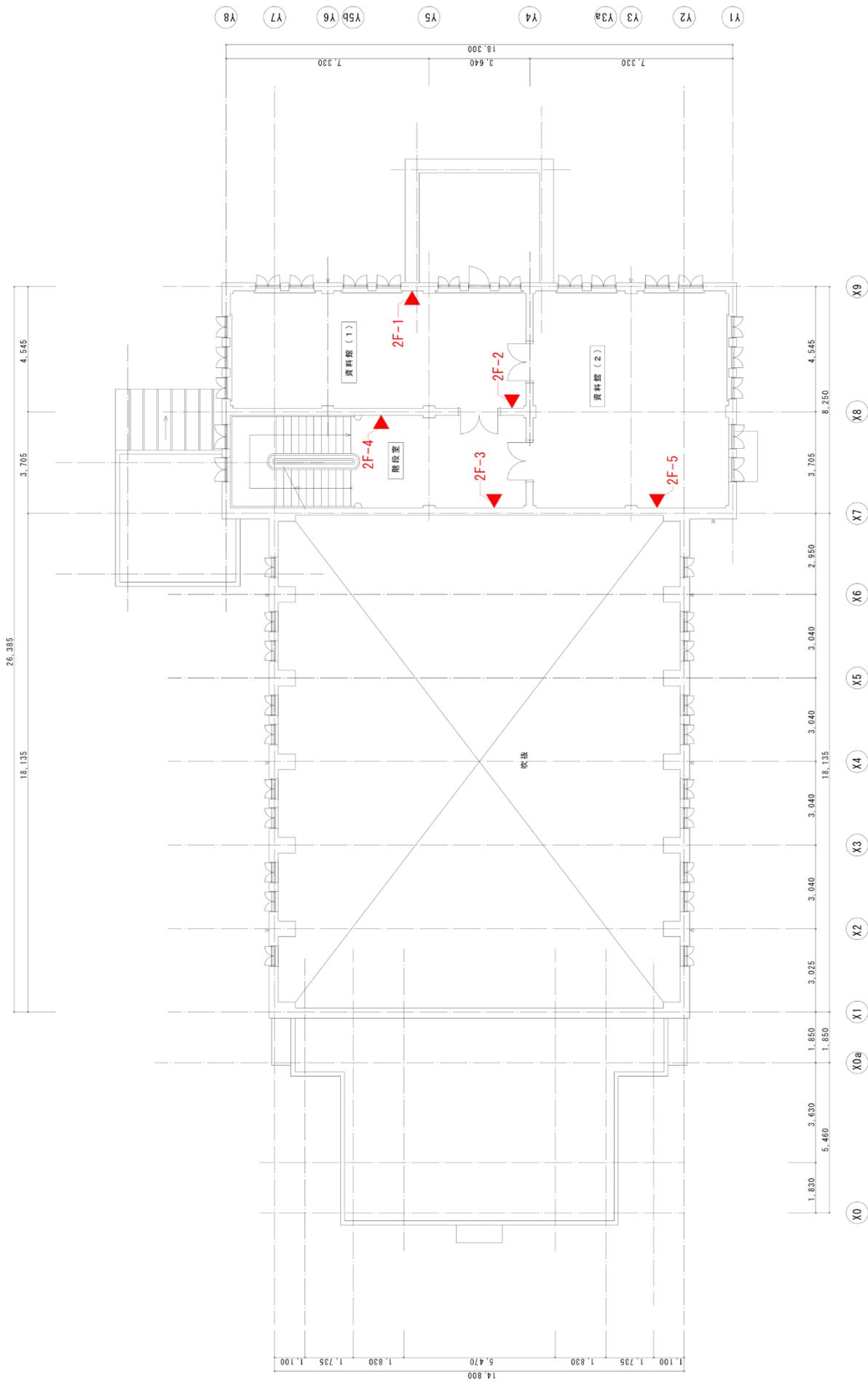
- ▲ コア採取位置
- 柱はつり調査位置
- 梁はつり調査位置

(5) 令和7年度耐震診断調査コア採取位置図



1階平面図 1 : 200

▲ コア採取位置 (1~3は前回調査位置)



2階平面図 1 : 200

▲ コア採取位置 (1~3は前回調査位置)

(6) 参考事例

丹後震災記念館に類似した参考事例として、鉄筋コンクリート造かつ既に文化財等になっている建築物で耐震改修を行った実績のあるものを次に掲載する。

≪群馬県昭和庁舎（旧群馬県庁本庁舎）≫

昭和庁舎は、昭和3年建設、1階外壁を擬石タイル張り、2・3階をスクラッチタイル張りとした昭和初期の典型的洋風建造物。

国民文化祭の会場及びその後の利用のため、改修工事。

耐震壁の増設と一部独立柱の鉄板巻きによるせん断補強により、現行の建築基準を満足するよう耐震補強 [林ほか2017]。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：佐藤功一 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階

用途：庁舎（改修前）→資料館（改修後） 改修：2001（平成13）年

文化財：国登録文化財（1996（平成8）年12月20日登録） / 所有：群馬県

参考：①<https://www.pref.gunma.jp/page/1030.html>（群馬県HP）

②<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/191029>（文化遺産オンライン）

≪静岡銀行浜松営業部本館（旧遠州銀行本店）≫

1920（大正9）年6月に資産銀行と西遠銀行が合併し、当時の遠州地方最大の銀行である遠州銀行が誕生。関東大震災を教訓に、当時最新の鉄骨鉄筋コンクリート造により、1928（昭和3）年に建築。現在も静岡銀行浜松営業部として使用。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：中村與資平 / 施工：清水組

構造：鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 / 階数：地上3階・地下1階

用途：銀行（改修前）→銀行（改修後） 改修：2007（平成19）年

文化財：浜松市指定文化財（2005（平成17）年12月20日指定） / 所有：静岡銀行

参考：③<http://www.hamamatsu-books.jp/category/detail/4ef82c8d40b3b.html>

（浜松情報BOOK）

④<https://artscouncil-shizuoka.jp/culture-resource-db/detail.php?id=1685>

（アーツカウンシルしずおか）



群馬県昭和庁舎（参考②より）



旧遠州銀行本店（参考④より）

≪東京大学大講堂（安田講堂）≫

安田講堂は、東京大学のシンボルである中心的な建築物（講堂）。

ゴシック及び表現主義の影響が色濃く見られる垂直性の強いデザインが特徴。

2014（平成26）年、構造躯体の耐震化（RC耐震壁、鉄骨ブレース）、講堂天井の耐震化等〔林ほか2017〕。

竣工：1925（大正14）年 / 設計：内田祥三・岸田日出刀 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：4階建・塔屋付

用途：講堂（改修前）→講堂（改修後） 改修：2014（平成26）年

文化財：国登録文化財（1996（平成8）年12月20日登録） / 所有：東京大学

参考：⑤<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/146645>（文化遺産オンライン）

⑥https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/t_z1601_00006.html（東大HP）

≪東京都復興記念館≫

東京都復興記念館は、関東大震災を伝える復興記念施設。震災記念堂（現東京都慰霊堂）の付帯施設として1931（昭和6）年に建設。

2017（平成29）年11月～2019（平成31）年3月に耐震化工事を実施。

竣工：1931（昭和6）年 / 設計：伊東忠太・佐野利器

構造：鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 / 階数：2階建 / 改修：2019（平成31）年

文化財：東京都歴史的建造物（1999（平成11）年選定） / 所有：東京都

参考：⑦<https://tokyoireikyukai.or.jp/museum/history.html>（東京都慰霊協会HP）



安田講堂（参考⑤より）



東京都復興記念館（事務局撮影）

◀山梨県庁舎別館（旧本館）▶

1930（昭和5）年建築の貴重なアール・デコ様式の近代建築。隣接する県議会議事堂（1928（昭和3）年建築）と共に山梨県指定文化財。

鉄骨ブレースとRC壁による耐震補強を実施。

竣工：1930（昭和5）年 / 設計：不明 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2015（平成27）年

文化財：山梨県指定文化財（2009（平成21）年12月24日指定） / 所有：山梨県

参考：⑧<https://babasekkei.co.jp/works/yamanashikencho/>（馬場設計HP）

⑨https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/bunkazaihogo/bunkazai_data/yamanashinobunkazai_kc0062.html（山梨県HP）

⑩https://www.shimz.co.jp/works/jp_off_193003_yamanashikencho.html（清水建設HP）

◀山形市立第一小学校校舎▶

山形県初の鉄筋コンクリート造校舎。

2010（平成22）年に修理工事が完了し「山形まなび館」として活用。「山形市立第一小学校旧校舎保存活用に関する提言」に基づき、全館の耐震補強工事、地階と1階の用途変更改修工事を実施。

2022（令和4）年には、リノベーションを経て、創造都市やまがたの拠点施設「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」がオープン。

竣工：1927（昭和2）年 / 設計：秦・伊藤建築事務所 / 施工：岳南組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2010（平成22）年

文化財：国登録文化財（2001（平成13）年11月20日登録） / 所有：山形市

参考：⑪<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/139771>（文化遺産オンライン）

⑫https://www.pref.yamagata.jp/110001/sangyo/sangyoushinkou/him_top/him_maincat1/him_16.html（山形県HP）

⑬https://www.yao.or.jp/multidatabases/multidatabase_contents/detail/27/2a9351ac11288399c819854de93cae7a?frame_id=43（山形県建築士事務所協会）

⑭<https://www.reallocal.jp/60449>（real local 山形）



山梨県庁舎別館（旧本館）（参考⑩より）



山形市立第一小学校校舎（参考⑫より）